

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 6 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和6年6月4日

開　　会	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5	市長の行政報告
日程第6	議案第31号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市税条例の一部改正）
日程第7	議案第32号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市都市計画税条例の一部改正）
日程第8	議案第33号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正）
日程第9	議案第34号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市国民健康保険税条例の一部改正）
日程第10	議案第35号　専決処分の承認を求めることについて （令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）
日程第11	議案第36号　専決処分の承認を求めることについて （令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）
日程第12	議案第37号　専決処分の承認を求めることについて （令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）
日程第13	議案第38号　専決処分の承認を求めることについて （令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）
日程第14	議案第39号　岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の 制定について
日程第15	議案第40号　監査委員条例の一部改正について
日程第16	議案第41号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第17	議案第42号　紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定 について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第18 | 議案第43号 | 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第44号 | 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第45号 | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第46号 | 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第47号 | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第48号 | 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第49号 | 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第50号 | 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第26 | 議案第51号 | 市道路線の認定について |
| 日程第27 | 議案第52号 | 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定について |
| 日程第28 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第29 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第30 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第31 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和6年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして申し上げます。本日、ここ旧和歌山県議会議事堂における定例会の開会が、市民に最も身近な地方議会である岩出市議会をアピールする絶好の機会となりましたこと、市長はじめ執行部の皆様に感謝を申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第31号から議案第52号までの議案22件につきましては、提案理由の説明、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○田中議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席はただいまご着席のとおり指定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、吉本勸曜議員及び9番、大上正春議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 会期の決定

○田中議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○田中議長 日程第4 諸般の報告を行います。

5月9日に開催された令和6年度和歌山県市議会議長会第1回総会における永年在職議員表彰式にて、本市議会においては、福山晴美議員、三栖慎太郎議員、そして、私、田中宏幸が議員15年以上の一般表彰を受けました。

また、5月22日に開催された第100回全国市議会議長会定期総会における表彰式にて、本市議会においては、吉本勸曜議員が議員表彰20年以上の特別表彰、福山晴美議員、三栖慎太郎議員、そして、私、田中宏幸が議員表彰15年以上の一般表彰を受けましたのでご報告いたします。皆様、誠におめでとうございます。

これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためにご活躍賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は配付のとおり、議案22件、諮問4件と報告6件であります。

次に、令和6年第1回定例会から令和6年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和6年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

事務局。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和6年4月18日木曜日、奈良市の奈良ロイヤルホテルにて第89回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、令和5年4月13日から令和6年3月31日までの会務報告、令和4年度会計歳入歳出決算、令和5年度会計前期の出納検査結果報告、支部提出議案3件の審議、会長提出議案の令和6年度会計予算の審議、役員を選任が行われ、当市は全国市議会議長会、社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員に選任されました。

その後、新旧役員代表による挨拶が行われ、最後に、次期定期総会開催市である京都府の京田辺市議会議長の挨拶があり、定期総会が閉会されました。

定期総会閉会后、評論家、石平氏を講師に招き、「中国の政治経済情勢と日中関係」と題して研修会が開催されました。

次に、令和6年5月9日木曜日、田辺市のガーデンホテルハナヨにて、令和6年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、永年在職議員表彰式に引き続き、令和6年2月7日から令和6年5月8日までの会務報告、令和5年度和歌山県市議会議長会会計決算及び令和6年度和歌山県市議会議長会会計予算の審議を行いました。

その後、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、橋本市で令和7年2月に開催することを決定し、令和6年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

定期総会終了後、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学特任教授、小宮信彦氏を講師に招き、「マーケティング思考と政策立案」と題する3回連続研修の3回目の研修を受講しました。

次に、令和6年5月22日水曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムにて全国市議会議長会第100回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの会務報告、各委員会委員長報告、令和4年度全国市議会議長会各会計決算及び令和6年度全国市議会議長会各会計予算の審議、部会提出議案27件及び会長提出議案7件の審議、部会等推薦役員の選任、相談役の委嘱の後、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第100回定期総会が閉会されました。

総会終了後、各委員会合同会議が開催され、開会、会長挨拶に引き続きまして、各委員会正副議長選任が行われ、選任された正副委員長紹介の後、各委員会合同会議が閉会されました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第5 市長の行政報告

○田中議長 日程第5 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本日は、皆様方にご出席をいただき、令和6年度第2回岩出市議会定例会をここ旧和歌山県議会議事堂で開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。今後も可能な限り、当議事堂で初日開催を実施していきたいと思っております。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、職員採用試験についてであります。6月9日に本年8月採用として、社会人を対象として一次試験を実施します。また、7月14日には、令和7年4月採用に係る一次試験を実施いたします。なお、社会人採用の採用予定者は、一般事務職、技師、保健師、それぞれ3名程度、4月採用については、一般事務職、技師、保健師、社会福祉士、若干名、保育士3名程度としております。それぞれ最終の合格内定者数につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、高齢者支援についてであります。物価の高騰が続く中、後期高齢者世帯への負担の軽減と生活支援を目的に、高齢者のみ世帯水道料金の減額事業を実施いたします。つきましては、本定例会に補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

次に、クリーン缶トリー運動イン岩出についてであります。この運動は「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」の推進を目的に、市民が一体となって取り組む環境美化運動であります。例年どおり、河川愛護月間の7月14日の日曜日、市内5か所での開催を予定しておりますので、議員各位におかれましては、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、ドッグラン広場整備事業についてであります。大宮緑地総合運動公園側駐車場付近にドッグラン広場の整備を進めており、6月15日に完成予定であります。つきましては、本定例会に条例の制定を予定しておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

次に、住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に備え、市では住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震化に取り組んでいます。

本年、元旦に発生した能登半島地震の影響を受け、震災に対する市民の関心が高まり、耐震事業への問合せも増えています。1軒でも多くの住宅の耐震化が図れるよう、本定例会において、診断改修事業に要する補正予算を上程しておりますので、

ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、いわで夏まつりについてであります。8月の最終土曜日の8月31日に開催することが、去る5月23日のいわで夏まつり実行委員会において決定されました。いわで夏まつりは、市民のみならず、近隣市町村から来場者も多く、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を市内にPRする絶好の機会であります。開催に当たり、会場周辺の混雑緩和と、市民の利便性向上のため、市内と会場を巡回する無料バスの運行を増強するとともに、各団体と連携し、祭りの安全確保に努めてまいります。

次に、教育関係についてであります。学校教育分野では、令和5年度の卒業式及び令和6年度の入学式は、5年ぶりに来賓をお迎えして挙行了しました。議員各位におかれましては、ご臨席いただきありがとうございました。その他の学校行事につきましても、本年度はコロナ禍前と同様に実施をいたしてまいります。

生涯学習分野では、施設整備が最終段階に入っております。高齢者用スポーツ施設ですが、8月中にオープンする予定で準備を進めてまいります。つきましては、本定例会に条例制定議案と供用開始に関する補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

本日ご説明申し上げました、これらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税の一部改正）～

日程第27 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定について

○田中議長 日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第27 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いしている案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が8件、条例案件が7件、令和6年度の補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が1件の22件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件につきましてご説明いたします。

議案第31号 岩出市税条例の一部改正、議案第32号 岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第33号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正、議案第34号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法等の法令の改正に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第35号 令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号についてであります。既決の予算の総額に3億1,721万1,000円を追加するほか、繰越明許費及び地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による各種交付金及び地方交付税の補正のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、精算に伴う返還金及び決算収支見込みによる基金積立金などについて補正を行うものであります。

次に、議案第36号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から507万4,000円を減額したものであります。

主な内容は、歳入では、保険給付費等特別交付金のほか、財政対策補助金、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、保険者支援分、未就学児均等割保険税軽減繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金、地方単独事業波及分について、歳出では、出産育児一時金及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正を行うものであります。

次に、議案第37号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額から9,308万8,000円を減額したものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費、財政調整交付金のほか、地域支援事業費に係る国庫支出金、介護保険事業費補助金、介護給付費に係る支払基金交付金、介護給付費及び地域支援事業費に係る県支出金、一般会計繰入金雑入について、歳出では、一般管理費のほか、介護認定審査会費、認定調査等費、介護サービス費に係る保険給付費、サービス事業費、在宅医療介護連携推進事業費、任意事業費、介護給付費準備基金積立金について補正を行うものであります。

次に、議案第38号 令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号について

であります。既決の予算の総額から1,368万8,000円を減額したものであります。

主な内容は、墓地使用の申込件数が当初の見込数を下回ったことにより補正を行うものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第39号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が適用されない条例等に基づく手続等について、書面等での手続に加え、デジタルによる手続を行うことができるよう条例の制定をするものであります。

次に、議案第40号 監査委員条例の一部改正についてであります。地方自治法の改正に伴い、引用する法令の条ずれに対応するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第41号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。ねごろ歴史の丘運営検討委員会委員の報酬額を定めるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第42号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定についてであります。紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置に伴い、管理運営に必要な条例を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第43号 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定についてであります。岩出市ドッグラン広場設置に伴い、管理運営に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正についてであります。岩出まちづくり協議会会長を、緑あふれるまちづくり表彰選考委員会委員として定めているところ、岩出まちづくり協議会が令和6年3月に解散したことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第45号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてであります。水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和6年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に1億399万円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国庫支出金の事業財源のほか、諸収入について、歳出では、人事異動等による人件費のほか、高齢者のみ世帯水道料金

減額事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、アピアランスケア支援事業助成金、高齢者等スポーツ広場の維持管理経費などの補正を行うものであります。

議案第47号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に423万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた国民健康保険システム改修費用等に係る歳入分として、事務費等繰入金について、歳出では、加入者情報等の通知に伴う通信運搬費及び国民健康保険システム改修委託料について補正を行うものであります。

議案第48号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に18万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費にかかる国・県支出金及び市繰入金のほか、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

議案第49号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的収入の総額に973万5,000円を追加し、既決の収益的支出の総額に1,198万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的収入では、他会計補助金について、収益的支出では、高齢者のみ世帯水道料金減額による委託料及び雑支出のほか、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

議案第50号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の総額に1,212万7,000円を追加し、既決の資本的収入の総額に271万6,000円を追加し、既決の資本的支出の総額から941万1,000円を減額するものであります。

主な内容は、収益的支出及び資本的支出において、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

続いて、市道路線の認定案件についてご説明いたします。

議案第51号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路2路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定についてであります。住民サービスの向上と効率的な施設管理を目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の

2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○田中議長 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件から日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 提出いたしました人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員は任期を3年として、法務大臣から委嘱されており、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として活動されております。

岩出市内には、現在8名の人権擁護委員がおられます。今回お諮りいたしますのは、4名の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

諮問第1号は西岡正光氏、諮問第2号は藤原正章氏、諮問第3号は平野明美氏、諮問第4号は松尾 隆氏の任期が、それぞれ令和6年12月31日をもって満了いたしますので、引き続き人権擁護委員候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中副議長 これより質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑の通告はありません。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月10日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月10日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

なお、6月10日月曜日以降の会議は、岩出市役所市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時03分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 6 月 1 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和6年6月10日

| | | |
|-------|---------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 議案第31号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第32号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置
に関する条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第35号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号) |
| 日程第7 | 議案第36号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第8 | 議案第37号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第9 | 議案第38号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第10 | 議案第39号 | 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の
制定について |
| 日程第11 | 議案第40号 | 監査委員条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第41号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第42号 | 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定
について |
| 日程第14 | 議案第43号 | 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第44号 | 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正につ
いて |
| 日程第16 | 議案第45号 | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す |

る条例の一部改正について

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第17 | 議案第46号 | 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第47号 | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第48号 | 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第49号 | 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第50号 | 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第51号 | 市道路線の認定について |
| 日程第23 | 議案第52号 | 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定について |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、議案第31号から議案第52号までの議案22件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○田中議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席はただいまの着席のとおり指定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税の一部改正）～

日程第23 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定について

○田中議長 日程第2 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第23 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

通告1番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第35号の質疑をお願いいたします。

- 玉田議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質疑を行いたいと思います。

まず、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）についてですが、予算書の10ページなのですが、18款1項1目2節の企業版ふるさと納税の寄附金について、増額した内訳についてお聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

- 西浦市長公室次長 玉田議員のご質疑についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税寄附金は、1回当たり10万円以上が対象となっており、前年度の実績を勘案し、5回、50万円を当初計上しておりました。令和5年度は、受け入れた寄附金が合計で6社で225万円となりましたので、175万円の増額としたものです。

寄附金額の内訳としましては、子育てしやすいまちづくり事業に1社で10万円、安全・安心で住環境のよいまちづくり事業に2社で60万円、産業振興による活力あふれるまちづくり事業に1社で35万円、特に事業を指定しないに2社で120万円となっています。

- 田中議長 再質疑ありませんか。

（なし）

- 田中議長 続きまして、議案第43号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 続いて、議案第43号 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定についてお聞かせください。

第6条についてなのですが、今後、指定管理者に行わせる予定があるのか、お聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

- 伊野部生活環境課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

ドッグラン広場の管理につきましては、令和6年度は本市生活環境課で実施し、今後は、その利用状況により指定管理も含め研究してまいります。

- 田中議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○田中議長 これでは、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

通告２番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第34号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第34号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、4点お伺いをしたいと思います。

その内容については、今回の条例改正による影響額及び人数の点でお聞きしたいと思います。

まず1点目は、課税額の部分で、条例の第2条第3項で24万円という部分に引き上げられる部分があるんですが、この点が1点目。

そして、減額される部分の点で3点、23条関係でお伺いしたいと思います。第1項の24万円の部分と第1項の第2号について29万5,000円。そして3点目に、同じく第1項第3号の54万5,000円のこの部分について、4つの部分について、詳細な影響額、また人数等をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑のあった各部分について、令和6年6月4日現在の試算により、影響人数、影響額の順にお答えします。

まず、課税額の第2条第3項の24万円部分についてであります。これは、後期高齢者支援金等課税限度額を2万円引き上げる改正であり、この改正により、限度額超過から限度額内となる影響人数は47人、影響額は164万5,635円となります。

続いて、国民健康保険税の減額の第23条第1項の24万円部分についても、後期高齢者支援金等の課税限度額を24万円と規定したものでありますので、引上げによる影響は先ほどと同様、影響人数は47人、影響額は164万5,635円となります。

次に、第23条第1項第2号の29万5,000円部分についてであります。この改正は5割軽減の判定所得引上げの改正であり、影響人数は34人、影響額は93万2,500円となります。

次に、第23条第1項第3号の54万5,000円部分についてであります。この改正は2割軽減の判定所得引上げの改正であり、影響人数は6人、影響額は9万3,330円となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第37号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第37号 専決処分の承認で、令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算5号について、2点お伺いをしたいと思います。

介護認定の審査会費、この部分については事前の説明で回数減があったという説明がありましたけれども、当初の開催見込回数の予定、それと5年度についての実績、この点についてお伺いをしたいと思います。

それと居宅介護、施設介護などのサービス給付費、これが令和5年度の部分で大きく減額されてきているという部分があるんですが、この点について市として、こういう減額が起きた理由をどのように見ているのか。市としての見解について、お聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目、介護認定審査会の当初の見込回数と実績につきましては、当初は88回を見込んでいましたが、審査件数がそろわず休会になった審査会があったため、実績は80回となっております。

続いて2点目、居宅介護、施設介護などのサービス給付費の減額面から見た市の見解につきましては、サービス給付費の主なものについてご説明しますと、居宅介護サービス費は、当初1万1,493件の利用を見込んでいましたが、実績は1万735件、また施設介護サービス費は、当初3,536件の利用を見込んでいましたが、実績は3,342件となるなど、全体的に当初の見込みより減少しております。

減少の理由は、介護サービスは、要介護・要支援認定者が利用いたしますが、被保険者数の増加を考慮し、当初予算では認定者数を2,329人と見込んでいましたが、認定者数が横ばい傾向であったため、令和6年3月末の実績は2,168人となり、結果的に見込みほど伸びなかったということです。

市の見解としましては、認定者数が伸びなかった理由は、いろいろな要因が重なっていると考えますが、シニアエクササイズや、岩出げんき体操などの介護予防事業の取組や、最近、ウォーキングやジムなど、日頃から健康づくりに取り組む方が多くいること、また働いている高齢者も増え、高齢者の生活が変化してきているこ

となどと考えており、認定の伸びの低下は、全国的な傾向とも聞いています。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いしたいと思います。

今、新型コロナの影響というのも、いろんなところで残っているようなところもあると思うんですが、そういう点でいうと、介護関係の部分で、そういった新型コロナの影響というような状況というのかな、そういうのは考えられるということではなかったんでしょうか。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の再質疑にお答えします。

新型コロナの影響を受けている介護サービス、やっぱりショートステイであるとかデイサービスとかは利用がちょっと下がったりしたんですけども、今、大分回復してきております。当初予算の算定的时候は、コロナの影響の利用控え等の実績も含んだ計上になってますので、ちょっと読みにくかったところがあるんですけども、今後も適正な予算計上に努めます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第39号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第39号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、3点お伺いしたいと思います。

第3条の第6項で、対面により本人確認すべき事項がある場合の規定というのが書かれているんですが、原本を確認する必要があるものがある場合、この場合の規定が書かれているんですが、原本を確認する必要がある場合とは、どのようなものを指すのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、電磁的記録による縦覧等で、第5条で、既に納めた徴収の使用料は還付しないというような規定もあるんですが、このときの第5条との関係でも、閲覧というんですかね、中身というのはどういうものが該当するのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと第7条の第1号、第2号に規定されている手続というんですか、その分があるんですが、手続の内容というの、どのようなものなのかという点、この点だ

けちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

情報推進室長。

○福岡情報推進室長 1点目、2点目、3点目のご質問に一括してお答えいたします。

この条例は、本市が市条例、規則等で定められている手続を将来的にオンライン化するに当たり、今後デジタル化に向けて、現状の手続方法等について精査し、検討していくために制定するものです。

そのため、第3条第6項に該当する手続に該当するものは現在ございませんが、将来的に本人を確認すべき事情がある手続等において、添付書類が多い場合などに、その一部分をオンライン化する手続を想定しています。

また、第5条の縦覧等の手続についても同様に、将来的にオンライン化を図れるものについて、今後検討してまいります。

なお、第7条第1号は、デジタル化すること自体が困難である手続のことであり、第7条第2号については、他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続のことです。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の部分で、今、第1号と第2号、ちょっと説明あったんですが、第2号というのは、いろんな形で既に条例の中で規定されているものがあると思うんですが、それは一般的な部分だと思うんですが、第1号のほうの部分が、どのようなものなのかというのがちょっと分かりにくいので、再度、第1号の部分について、どのようなものなのかという点、それだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

情報推進室長。

○福岡情報推進室長 例えば、法令に基づくものでありますと、面談が必要な児童扶養手当のような手続、また市条例の場合では、印鑑登録において印鑑などが必要となることから、手続的にオンライン化が無理だと考えられます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第46号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）で、4点お聞きをしたいと思います。

まず1点目に、11ページのところに、老人福祉費で88万円の高齢者の世帯に対しての水道料金助成金というのがあるんですが、この内訳というのはどういうふうになっているのかという点と、2点目として、同じ水道事業会計の繰出金というのが973万5,000円というのが12ページに載っています。この内訳についてお聞きをしたいと思います。

それと3点目に、岩出市木造住宅耐震診断事業、この実施委託料というのが大きく増額されているんですが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

それと、25ページの体育施設費、これについて用具、器具等の借上料150万円という記載があるんですが、どのような器具の内容なのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員のご質疑の1点目と2点目は、いずれも高齢者のみ世帯水道料金減額事業に係るものでございますので、一括してお答えいたします。

まず、水道事業会計繰出金973万5,000円の内訳につきましては、高齢者のみ世帯の今年度の水量料金減額分として3,200世帯分704万円と、それに伴う水道料金調定システム改修費用として269万5,000円を一般会計から水道事業会計へ繰り出すものです。

次に、高齢者世帯水道料金助成金88万円の内訳については、水道料金の減額は、請求額から直接減額する方法で実施いたしますが、集合住宅等でこれにより難しい場合は、減額相当分を保険介護課から直接対象者に支給する予算で、400世帯分を見込んでいます。

○田中議長 都市計画課長。

○正木都市計画課長 3点目の岩出市木造住宅耐震診断事業等実施委託料増額の理由は、についてお答えいたします。

本年元日に発生した能登半島地震の影響により、令和6年度の岩出市住宅耐震化促進事業における木造住宅耐震診断への申請件数が大きく増加したため、県との調整の結果、令和6年度当初額での追加配分が可能となったことによる増額補正となります。

○田中議長 生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 増田議員の4点目の質疑についてお答えいたします。

体育施設費、用具、器具等借上料150万円につきましては、紀の川左岸高齢者等スポーツ広場が8月中にオープンするに当たり、オープニング式典でのテント、音響設備等の借上料として計上しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点お伺いします。

3点目の木造住宅の耐震診断の関係なんですが、市として、当初では何件ぐらいの想定をされていて、何件ぐらいの分を計上されていたのかと。今回、委託料で増額した理由で、当初計画からどのぐらいの申請件数の増があったのかという点と、既に今までかなりオーバーしているような関係だと思うんですが、補正を組むぐらいですからね。だから、それも含めて、当初からオーバーした件数が何件なのかと。来年3月までに見込まれる、そういう件数というのは、市としてどのように見ているのかという点、この点をちょっとお聞きしたいと思うんです。

それと4点目の部分については、今度、8月に河川敷のところでオープンされるということなんですが、要するに、式典費用としての部分の計上だと思うんですが、今回オープンされる式典ですね、市としてどのような式典の内容を考えておられるのかという点、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

都市計画課長。

○正木都市計画課長 増田議員の再質問にお答えいたします。

能登半島地震発生後の申請状況については、能登半島地震から5月までの木造住宅の診断について56件の申請があり、2月が申請件数のピークで27件となっております。

このたびの補正件数につきましては、当初予算件数35件に対して、補正36件の71件となっております。補正後71件の分については、6月1日申請件数56件の対応を進めて、不足分については、今後、県と調整しながら補正対応を進めていきたいと考えてございます。

○田中議長 生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 増田議員の4点目の再質疑についてお答えいたします。

式典の内容ですが、工事等関係業者への感謝状の贈呈、愛称発案者の表彰、来賓祝辞、テープカット、始球式等を行う予定です。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第31号から議案第52号までの議案22件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第52号までの議案22件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月18日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月18日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時57分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 6 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和6年6月18日

- |       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 議案第31号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例の一部改正)                              |
| 日程第2  | 議案第32号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第3  | 議案第33号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第4  | 議案第34号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第5  | 議案第35号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号)                      |
| 日程第6  | 議案第36号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第7  | 議案第37号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                  |
| 日程第8  | 議案第38号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                  |
| 日程第9  | 議案第39号  | 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の<br>制定について                            |
| 日程第10 | 議案第40号  | 監査委員条例の一部改正について                                                 |
| 日程第11 | 議案第41号  | 岩出市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に<br>関する条例の一部改正について                  |
| 日程第12 | 議案第42号  | 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定<br>について                              |
| 日程第13 | 議案第43号  | 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定について                                       |
| 日程第14 | 議案第44号  | 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正につ<br>いて                                |
| 日程第15 | 議案第45号  | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す<br>る条例の一部改正について                      |

- 日程第16 議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第47号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第48号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第49号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第50号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第22 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第31号から議案第52号までの議案22件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税の一部改正）～

日程第22 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定について

○田中議長 日程第1 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第22 議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案22件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月10日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件外、議案12件です。

当委員会は6月12日水曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第39号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定の件、議案第40号 監査委員条例の一部改正の件、議

案第44号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正の件、議案第45号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第49号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第50号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第51号 市道路線の認定の件、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号の所管部分、議案第38号は承認、議案第39号、議案第40号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の所管部分、議案第49号及び議案第50号は可決、議案第51号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）では、条例第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の対象者は。また、1月以降の転入者は対象となるのか、について。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）及び議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分では、株式等譲渡所得割交付金の増額理由及び当初予算との乖離についての見解は。また、交付金の計算方法及び経済情勢との関連性は。企業版ふるさと納税寄附金の企業側のメリットは。また、制度の周知方法は。自治会等振興助成金の減額理由は。また、自治会の維持について考えは。大阪方面路線バス補助金の減額理由は利用増によるものか。また、増えた人数は。結婚祝い金は当初何名を想定していたのか。また、婚姻状況の推移及び制度の周知方法は。有害鳥獣捕獲事業の捕獲実績は。また、被害状況は。家具固定委託料の実績は、について。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市公園事業特別会計補正予算第1号）では、施設維持分担金の減額理由は。また、16年目以降の金額及び未納は。講習会受講負担金の講習内容は。また、減額となった理由は、について。

議案第39号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定の件、

議案第40号 監査委員条例の一部改正の件、議案第44号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正の件及び議案第45号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分では、戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員報酬が計上され、職員給料が減額となっているが、関係性は。商工総務費の増額は、人事異動によるものか。岩出市木造住宅耐震診断事業の申請は、令和6年4月以降から増えているのか。また、申請件数及び申請から診断までの待ち時間は、について。

議案第49号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）では、高齢者のみ世帯水道料金減額はいつからか、について。

議案第50号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第51号 市道路線の認定の件では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月10日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件外、議案10件です。

当委員会は6月13日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第41号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第42号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定の件、議案第43号 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定の件、議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第48号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第

52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定の件、以上10議案、いずれも、討論はなく、全会一致で、議案第34号、議案第35号の所管部分、議案第36号及び議案第37号は承認、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第46号の所管部分、議案第48号及び議案第52号は可決しました。

議案第47号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）では、改正に伴い影響がある方への周知方法は、について。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分では、資源ごみ売却収入について、単価はどれくらい上がっているのか。特別障害者手当の減額理由は。障害福祉計画、障害児福祉計画を担当職員が作成することになった経緯は。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の減額理由は。また、予算の見積りとどう違ったのか。新型コロナウイルスワクチン接種の接種者人数。接種後の副反応で、国の救済制度を申請した人数及び健康被害を訴えた人数は。また、国の救済制度の相談窓口は。ブロック塀等改善事業補助金の交付件数及び減額理由は。副食加工委託のプロポーザル契約は何年間か。また、委託事業者が倒産した場合の対応は、について。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、介護給付費準備基金積立金が増加しているが、介護保険料への反映は、について。

議案第41号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件では、岩出市ねごろ歴史の丘運営検討委員会の開催内容及び開催予定回数は、について。

議案第42号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定の件及び議案第43号 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定の件では、質疑はありませんでした。

議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分では、高齢者世帯水道料金助成金は何か月分か。また、事務手続申請方法、対象者の要件及び

制度周知方法は。アピアランスケア支援事業助成金の内容は。高齢者等スポーツ広場指定管理委託料の内訳及び管理に必要な人員数は。また、高齢者等スポーツ広場への移動に関して、交通弱者の対応は、について。

議案第47号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、システム改修の内容は。また、委託事業者は。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて必ずしなければならないのか。マイナ保険証の登録率及び利用率は。また、市内の病院、薬局などの対応状況及び未対応の場合はどうするのか、について。

議案第48号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定の件では、指定管理者となる団体の構成員は、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）の件、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第7号）の件、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）の件、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）の件、議案第39号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定の件、議案第40号 監査委員条例の

一部改正の件、議案第41号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第42号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の制定の件、議案第43号 岩出市ドッグラン広場設置及び管理条例の制定の件、議案第44号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の一部改正の件、議案第45号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第46号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の件、議案第48号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第49号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第50号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第51号 市道路線の認定の件、議案第52号 紀の川左岸高齢者等スポーツ広場の指定管理者の指定の件、以上、議案21件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案21件に対する討論を終結いたします。

議案第31号から議案第46号まで及び議案第48号から議案第52号までの議案21件を一括して採決いたします。

この議案21件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第38号まで議案8件は、原案のとおり承認、議案第39号から議案第46号まで、議案第48号から議案第50号まで、及び議案第52号の議案12件は、原案のとおり可決、議案第51号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第47号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第47号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対し、反対の立場で討論を行います。

国による今年12月の保険証廃止に向け、マイナ保険証のあるなしにかかわらず、被保険者に個人番号の下4桁の情報をお知らせするために、特定記録郵便で送付するとし、通信運搬費156万円、システム改修委託料に267万円を追加するものです。マイナ保険証は、誤登録や負担割合の誤表示など、トラブルが多発し、利用率は全国でも低迷しており、本市でも国保加入者のマイナ保険証登録割合が67.2%で、そ

のうち利用率が7.05%です。

マイナ保険証は、国民、市民の信頼を得られてないことの表れであり、12月の保険証廃止はやめるべきです。国は、マイナ保険証の利用率を上げるため、医療機関の利用増に応じて支援金などを実施していますが、全国の医師、歯科医師で構成される全国保健医団体連合会は、保険証廃止に反対を表明しています。マイナンバーカード取得は任意なのに、保険証の廃止、マイナ保険証の一本化は任意を覆し、マイナンバーカード取得を強制するものだと考えます。

健康保険証の存続は多くの国民の願いです。そもそも保険証の廃止をしなければ必要のない補正予算であり、議案第47号には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 賛成の討論いたします。

この議案は国が示すマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化方針に対応した国民健康保険システムの改修と情報の正確性を担保し、安心してマイナ保険証が利用できるよう、被保険者の全世帯に対し、加入者情報を通知するものとなっています。

また、現行健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、このシステム改修により、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナ保険証の利用登録をされない方、されていない方に資格確認書の交付ができ、今までどおり保険診療を受けていただくことができます。

以上、述べましたように、国民健康保険証の制度運営に必要な補正であると考えますので、賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月20日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月20日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時55分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 6 月 2 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和6年6月20日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田中議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、一般質問の答弁に際し、執行部から、資料等、印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回、公共下水道整備事業についてと、こども誰でも通園制度についての2点について一般質問を行います。

最初に、公共下水道整備事業について質問を行います。この質問は、令和3年9月議会でもさせていただきましたが、その後、状況が変化してきており、また市民からの問合せがありますので、再度質問をさせていただきます。

下水道は私たちのふだんの生活に欠かすことのできないインフラであり、日常生活での衛生面のみならず、道路側溝や水路に家庭排水が流れることなく、きれいな水を河川に流すことで、自然環境や水質保全のために非常に重要な役割を担っています。

そのため、本市では、全体計画面積を1,420ヘクタールとし、令和12年度の完成



を目指して整備が進められており、また昨年の市政懇談会資料では、第6次計画区域として206ヘクタールの拡大を行い、令和9年度末までに1,103ヘクタールの整備が進められています。また、昨年の市政懇談会では、市長から年間約20億円の下水道工事費が必要であると説明されていました。

そこでお尋ねいたします。1点目、本市における下水道整備状況の進捗割合をお伺いいたします。

次に2点目として、工事の進捗に合わせて下水道に接続できる区域も広がってきていると思いますが、現在の普及率の状況についてお伺いいたします。

次に3点目として、下水道法では、公共下水道が使える地域では、供用開始の告示から3年以内に接続をしなければならないこととなっており、水洗化しない場合、同法により30万円以下の罰金規定がありますが、適用したという事例は聞いたことはなく、また一方、接続した場合、受益者負担金や接続工事費等に多額の費用が必要となり、市民から不公平であると言われていています。

そこでお尋ねいたします。本市では、この接続費用の一部を助成するため、平成20年10月に制定された岩出市排水整備工事助成金交付要綱により、公共下水道供用開始後3年以内に排水設備の改造工事を行う場合、3万円から7万円を限度として助成されています。また、利子補給制度として、金融機関から上限100万円以内で融資を受けられる制度を創設されていますが、それぞれ令和3年度から令和5年度の3年間の利用状況をお伺いいたします。

次に4点目として、下水道の維持管理には多額の費用が必要となり、また、未接続等による下水道使用料金の減少が全国的な課題となっており、本市においても例外でないと考えます。令和3年9月議会で行った接続率の質問では、供用開始区域内の令和2年度末の人口接続率は60.7%との答弁がありました。また、未接続世帯には供用開始から半年を経過した時点での戸別訪問による接続案内を実施しているとのことでした。

そこでお尋ねいたします。令和3年度から令和5年度の3年間の接続率と下水道使用料について、お伺いいたします。

次に5点目として、令和3年9月議会において、下水道接続への助成金限度額の見直しについて質問をさせていただきました。そのときの答弁では、公平性の観点からも、助成制度の見直しは考えていないとの回答でした。また、この助成金制度については、市政懇談会において増額の要望がありますが、同様の回答を行っていました。しかし、平成20年の供用開始以降、社会情勢が大きく変化し、原材料費等

の度重なる値上げ等により、接続工事費が増額している状況であると伺っています。そのような中、最近、下水道工事が完了した区域住民の意見の中には、早く下水道工事が完了した地域では、開始当初は今よりも物価が安く、接続の工事費も安い費用で行えているのに、助成額が同じというのはそれこそ公平性に欠けているとの意見もありますので、今後、様々な観点から見直す時期に来ているものと考えます。

そこでお尋ねいたします。今の状態ではどちらにしても公平性に欠けるため、また接続率向上にもつながる制度でありますので、下水道接続への助成金限度額の増額について、市の見解をお伺いいたします。

次に6点目として、本市の公共下水道事業は、令和12年度完成を目指し工事が進められていますが、今後も未接続世帯の増加や人口減少問題等、将来を見据えた場合、例えば事業計画区域の見直し等を検討していく状況にもなることも考えられます。

そこでお尋ねいたします。本市の全体計画面積1,420ヘクタールとし、令和12年度の完成を目指して整備が進められていますが、今後の公共下水道事業の将来の方向性について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

コロナ明け6日目ですんで、マスクして答弁させていただきます。

福岡議員ご質問の公共下水道整備事業についてお答えをいたします。

本市の下水道事業につきましては、生活環境の改善、紀の川などの公共用水域の水質保全を図るため、旧那賀郡6町を対象とする紀の川中流域下水道那賀処理区、関連公共下水道として、平成13年度に下水道法の事業認可を取得し、平成15年度から工事を開始いたしております。平成20年12月には、終末処理場である那賀浄化センターが完成し、供用が開始されたところであります。

岩出市公共下水道は、市内山間部などの一部地域を除く1,420ヘクタールを全体計画区域とし、令和5年度末では950ヘクタールの整備が完了いたしました。下水道の整備には多額の事業費が必要であり、平成13年度の事業着手以降、令和5年度末までの事業費は270億2,390万円を費やしております。整備に当たりましては、全体計画1,420ヘクタールを超えない範囲で開発事業に合わせ事業計画区域の変更を行い、国の補助金を活用し整備を進めるなど、財源確保に努め、令和5年度末の補助対象額は、累計209億5,500万円、補助率は2分の1となっております。

それ以外の大部分は起債で賄っており、残高は135億9,648万円となっております。市全体の起債額は171億3,980万円でありますので、実に下水で79.32%を占めます。下水道事業はその使用料で運営を行うため、市民皆さんの早期接続が大変重要です。平成20年12月に一部供用を開始以来、令和5年度末での人口普及率は60.1%、接続率は60%程度で推移をしており、市政懇談会など、機会を捉え、早期の接続をお願いしているところであります。

議員各位におかれましても、下水道の普及促進及び接続率の向上にご協力賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

下水道の将来の方向性といたしましては、これまで令和12年度の整備完了を目指し積極的に整備を進めてまいりましたが、整備完了に向けて、土地利用の状況や費用対効果など、様々な状況変化を勘案し、最終的な展望をもって、全体計画1,420ヘクタールの早期事業完了を図るとともに、普及率向上と安定経営を目指して積極的に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、担当局長が答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長 上下水道局長。

○今井上下水道局長 福岡議員の公共下水道整備事業について、ご質問にお答えいたします。

1点目の下水道整備状況の進捗割合は、についてであります。岩出市公共下水道事業全体計画1,420ヘクタール、人口5万3,200人の汚水を処理する計画となっており、令和5年度末では整備済み面積は950ヘクタール、進捗率は66.9%となっております。

なお、今年度は第6期事業計画区域50ヘクタールの整備を進めており、今年度の工事が完成いたしますと、整備済み面積は1,000ヘクタール、進捗率で70.4%となる計画です。

次に、2点目の現在の普及率の状況は、についてであります。令和3年度末の人口普及率は51.9%、令和4年度末では55.3%、令和5年度末では60.1%となっております。

次に、3点目の下水道接続への助成と利子補給の利用状況は、過去3年間についてであります。水洗化助成金の実績は、令和3年度で281件、1,915万円、令和4年度で232件、1,532万円、令和5年度で205件、1,363万円となっております。

なお、利子補給の利用実績はございません。

次に、4点目の下水道の接続率と下水道使用料、過去3年分についてであります。接続率は、令和3年度末で61.2%、令和4年度末で61.5%、令和5年度末で60.7%、下水道使用料は、令和3年度で2億6,207万6,480円、令和4年度で2億8,605万9,070円、令和5年度で3億509万1,650円となっております。

次に、5点目の下水道接続への助成金限度額の見直しについてであります。接続件数のうち最も多い合併浄化槽からの改造工事費用を平均的に比較しますと、5年前の平成30年度の平均費用は20万1,000円、ここから令和4年度には24万2,000円と増加しましたが、令和5年度は22万4,000円と少し落ち着いているところでございます。平成20年度から多くの市民の方にこの制度を活用していただいております。新規利用者の公平性の観点ということからも、現在のところは助成制度の見直しは考えておりませんが、将来的には社会情勢の変化、それから物価の急激な高騰など、必要に応じて柔軟な対応も必要であると考えております。

次、6点目に、公共下水の将来の方向性について市の見解は、についてであります。市長答弁にもありましたように、最終的な展望をもって早期整備完了を目指すとともに、経営安定に取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

まず最初に、令和5年度末の接続率は60.7%との答弁でした。下水道整備工事を進めていく上で、安定した下水道事業を経営するためにも、処理区域内の全世帯に接続していただき、使用料を納付していただくことによって経営の健全化につながるものです。今後も接続率向上が最重要課題であり、今まで以上の接続率を目指して取り組まなければならないと考えますが、現在行っているチラシの配布や戸別訪問以外の対策があればお答えください。

2点目として、本市では新たな住宅建築や商業施設も多いと思われませんが、下水道に接続してもらうための取組があればお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○今井上下水道局長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、接続率向上への取組ということでございます。これにつきましては未接続の世帯に対しましては、供用開始から半年を経過した時点で、戸別訪問によって接続案内を行っております。それ以外にも、1年目、2年目、3年目と、助成制度の

段階ごとに、接続案内のチラシの配布を行って啓発をしているところです。そのほかでは、供用開始から早期に接続していただけるように工事の着手前から各戸への説明を行うとともに、供用開始の時点では、接続案内チラシの配布と供用開始区域内の方を対象とした説明会を実施し、説明と併せて個別の相談も行っております。

また、3月のふれあいまつりでのPRブースを設置して、個別相談会でありますとか、9月の下水道の日に合わせての懸垂幕の掲揚や、商業施設での街頭啓発を実施するなど、下水道の普及啓発に取り組んでおります。

次に、2点目の新たな住宅開発とか、商業施設への接続の取組でございますが、令和5年度の接続507件ございました。そのうちで新築による接続が225件となっております。開発行為などに対しましては、指導の徹底と、それから商業施設への戸別訪問などによりまして、積極的な接続要請を行って、接続率の向上と経営安定に努めております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、2番目、こども誰でも通園制度について質問を行います。

国では、こども未来戦略方針において、親が就労しているなどの要件を満たしていなくても、誰もが定期的に保育施設へ通えるよう、こども誰でも通園制度の創設が掲げられました。

この制度は、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立を防ぐことを目的として、令和5年度では31団体50の施設でモデル事業が行われ、令和6年度では約115の自治体で試験的に実施、去る6月5日に本制度を盛り込んだ子ども・子育て支援法改正法案が成立しました。しかし、一部報道では、モデル事業を実施している自治体では、希望者が多いため対応が難しいことや、利用する児童の保護者が育児に関していろいろな不安や悩みを抱えていて、個々に支援を強化しなければならないことから、保育士の確保や資質向上がより一層必要になるとされておりました。

そこでお尋ねいたします。本市でこの制度を実施する場合、どのようなことが課題となると考えているのか、お答えください。

次に2点目として、本市では、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応する

ため、一時保育を実施されています。

そこでお尋ねいたします。現在、本市で実施している一時保育事業とこども誰でも通園制度の違いについてお伺いいたします。

次に3点目として、こども誰でも通園制度を実施することにより、今まで以上に保育士の負担が重くなってきます。

そこでお尋ねいたします。本市の公立保育所で勤務されている全ての保育士は何名おられるのでしょうか。

次に4点目として、この制度開始に当たっては、先ほども申し上げましたが、保育施設や保育士確保など多くの課題があると言われてはいますが、保育所の利用を希望する全ての人々が安心して子供を預けることができるよう、本市も取り組んでいかなければなりません。

そこでお尋ねいたします。こども誰でも通園制度開始に当たって、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、こども誰でも通園制度についてお答えします。

こども誰でも通園制度につきましては、現行の幼児教育・保育給付に加え、月1回、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育施設等を柔軟に利用できる制度です。6月5日の通常国会において、本制度を盛り込んだ子ども・子育て支援法の改正法案が成立し、令和8年度、全自治体での実施が決まりました。

まず、ご質問の1点目、実施に当たっての課題につきましては、ニーズ量の把握、ニーズ量に応じた保育士の確保、受皿となる施設の確保、そして子供の安全性の確保などが考えられます。

次に、2点目の一時保育事業との違いについてでございますが、まず対象児童については、一時保育事業の場合は、生後8週から就学前までですが、こども誰でも通園制度では生後6か月から3歳未満までとなっております。次に、利用条件については、一時保育事業は、家庭において一時的に保育が困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担を軽減する場合などと定められています。一方、こども誰でも通園制度は、全ての家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらず利用できる制度となっております。また、制度の実施については、一時保育事業は、市町村が実施主体となる補助事業であります。実施の有無は市町村の裁量に委ねられ

ています。これに対し、こども誰でも通園制度は、給付制度であり、全ての自治体での実施が義務づけられております。

次に、3点目の公立保育所の保育士数ですが、令和6年4月1日現在で、正職員の保育士が48人、会計任用職員の保育士が46人の計94人となっております。

次に、4点目の市としての見解についてですが、令和6年度に、全国で115の自治体がこども誰でも通園制度の試行的モデル事業を実施しております。県内でも海南市と紀美野町の2団体が実施しておりますので、試行的モデル事業実施自治体の実施状況を参考にしつつ準備を進めてまいります。また、保育施設や保育士の確保の課題については、受皿として、民間保育施設をはじめ、高齢者福祉施設などの活用も考えております。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

最初に、こども誰でも通園制度は新たな事業であり、様々な課題があることが分かりました。そのためにも、モデル事業を実施している先進地の状況を把握することが重要になると思われまます。

1点目として、令和6年度に115自治体を実施しているモデル事業の状況をどのように把握されているのか、お伺いいたします。

次に、2点目として、先ほどの答弁では、公立保育所で勤務されている保育士は94人でした。しかし、こども誰でも通園制度を実施した場合、今の保育士の人数で実施できる見込みでしょうか。また、不足が見込まれる場合、何名ぐらい不足しているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

まず1点目、モデル事業の状況をどのように把握されているのかとのことですが、令和6年6月4日に県主催の本制度に関する自治体説明会が実施されました。説明会の中で試行的モデル事業の検証結果が、各自治体に令和6年12月末をめどに公表される予定とのことでした。また、先ほども申しましたが、本県においても海南市、紀美野町が試行的モデル事業を実施しておりますので、この2団体の実施状況を参考にしたいと考えております。

続いて2点目、今の保育士の人数で実施できる見込みか、それから、また何人ぐ

らい不足すると考えているのか、についてですが、公立保育所において、こども誰でも通園制度を実施した場合、現在の保育士数で対応することはちょっとできません。本制度において国が示した試算によると、子供3人に1人の保育士が必要であり、本市ではゼロ歳から2歳までで39人程度の定員枠が必要となり、保育士が13人新たに必要となる見込みです。試算については、あくまで公立保育所の空きスペースを利用して職員を全て保育士のみで事業実施した場合となります。実際の事業実施に当たっては、先ほども申しましたように、民間施設や高齢者福祉施設等の活用も含め検討してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、带状疱疹の予防についてと、軟骨伝導イヤホンの導入についての2点お伺いをいたします。

誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大事なことであり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、带状疱疹の予防について、まずお伺いをさせていただきます。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代までピークを迎えます。80歳までに約3分の1が带状疱疹になると言われております。過去の調査においては、带状疱疹は50歳以上に多いとされておりましたが、最近では20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあると言われております。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルス、水痘・带状疱疹ウイルスが原因の病気で、水ぼうそうにかかると、治った後もウイルスは体内に潜み続けます。それが再び増殖し、神経を伝って外に出ようとすることで、带状疱疹を発症します。水ぼうそうに感染した子供を介して、周囲の大人がウイルスを体に取り込むと、ウイルス



に対抗する免疫を強化するブースター効果が得られ、帯状疱疹を発症しにくくなります。

しかし、2014年から乳幼児に対して水ぼうそうワクチンが定期接種になり、水ぼうそうに感染する子供が減少したことで、大人などがブースター効果を得られなくなり、帯状疱疹を発症する人が増えたと考えられております。

そこでご質問ですが、1点目に、市民の皆さんから帯状疱疹についての相談や医療関係などの問合せ等の現状について教えていただきます。

2点目として、全国的に発症数が増えていることについて、本市の見解をお聞かせください。

3点目に、多くのメディアを通じて帯状疱疹やその予防について様々啓発されておりますが、本市として市民への周知についてお聞かせください。

4点目に、帯状疱疹ワクチンの効果についてお聞かせいただけますか。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の1番目、帯状疱疹の予防についてお答えいたします。

まず1点目、市民からの帯状疱疹についての相談等の現状は、についてですが、症状等についての相談は現在のところありませんが、帯状ワクチンを接種できる医療機関や助成制度についての問合せは数件ございます。

続いて2点目、発症者数が増えていることについて市の見解は、についてですが、先ほど大上議員のほうからもありましたとおり、帯状疱疹は50歳以上で増加し、80歳までに約3人に1人がかかるとされております。厚生労働省によりますと、宮崎県で実施された調査において、2009年からの10年間で、発症率は約1.38倍に増加していると報告されており、本市でも帯状疱疹の発症数は増加しているものと考えております。

続いて3点目、帯状疱疹の予防について、市民への周知はどのようにされているのか、についてですが、帯状疱疹は、加齢や過労、ストレスなどで免疫力が低下することで発症すると言われており、周知については、免疫力を低下させない生活を送ることが重要であることから、日頃から生活習慣等に気をつけ、帯状疱疹の予防に努めていただけるよう、市ウェブサイト「帯状疱疹ってどんな病気？」という記事を掲載したところでございます。

続いて4点目、帯状疱疹ワクチンの効果について市の見解は、についてですが、

带状疱疹ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。生ワクチンの予防効果は約50から60%、不活化ワクチンは約90%とされており。また、発症した場合であっても後遺症の1つである貧血の発症を3分の1に抑える効果があるとされており。

以上のことから、带状疱疹ワクチンは带状疱疹の発症及び重症化の予防に期待できるものと考えます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 かかりつけ医で受診を受けた際に、带状疱疹がはやってきているので、気をつけるようにと促されました。全額自己負担のワクチン接種を勧められたんですが、高齢者の方からは、全額負担ということで戸惑う声があり、今回の一般質問となりました。

带状疱疹ワクチンについてはご答弁いただきましたとおり、2種類があって、生ワクチンは1回の接種で発症予防効果の有効性は、50歳代で69%、60歳代では63%、70歳以上であると37%と、加齢とともに低下し、効果の持続性は3年から5年でありますが、接種費用は9,000円程度ということになっております。また、不活化ワクチンの場合は、50歳以上、どの年齢層においても97%以上の有効性があり、带状疱疹神経痛に移行するリスクは100%軽減されます。効果の持続も10年と長い有効性がありますが、2回接種で費用が4万4,000円程度と高額であります。

本市においても幾度となく一般質問でこのワクチン接種の助成を訴えてまいりましたが、国の予防接種審議会にて定期接種化に向けて議論待ちなので、助成することは考えていないとのことでした。しかしながら、全国各地で带状疱疹がはやっており、国の動向を待ってられない状況や、高齢者の負担軽減から、新年度予算に带状疱疹ワクチンの接種費用助成を行う自治体が増えてまいりました。

昨年12月議会の時点では、和歌山県でも6自治体でしたが、本年度から11市町が助成を開始し、17自治体が带状疱疹ワクチンの助成を行うようになりました。以前は紀南方面が中心でしたが、和歌山市、かつらぎ町、九度山町など、紀北方面も助成を開始し始め、岩出市民からもさらに要望が増えてまいりました。

市民の健康を守るために、带状疱疹ワクチン接種の助成は本市でも必要と考えるのですが、本市のお考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問についてお答えします。

議員おっしゃるとおり、助成する自治体が増加しており、現在17自治体となっております。帯状疱疹ワクチンは、帯状疱疹の発症予防及び重症化予防に期待できるものと考えておりますので、本市においても実施に向け作業を進めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問は、軟骨伝導イヤホンの導入についてです。

今日、社会の法令化に比例して、難聴の方も年々増加しております。一般社団法人日本補聴器工業会の調査によりますと、日本の難聴者は、人口の10%、人数にすると約1,300万人に上り、高齢化に伴い、今後さらに増えると見込まれております。

難聴は、認知症の危険因子の1つと言われており、難聴になると人や社会とコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されてきました。まさに聞こえを改善し、会話の弾む環境を整えることは、認知症の予防にもつながります。

この難聴対策として、補聴器が知られておりますが、一般的に補聴器と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器であります。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきましたが、近年、この2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されました。

この補助器具は、従来の気導・骨導補聴器では十分な難聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対して新たな選択肢となっております。この第三の難聴経路である軟骨伝導を世界で初めて発見したのが、奈良県立医科大学の細井裕司学長であります。細井学長いわく、難聴は認知症の重要なリスクファクターで、難聴で困らない環境を整備することで認知症の予防につながると話されております。

全国の各自治体の窓口業務で試験的に導入され始めております、この難骨伝導イヤホンについてですけれども、そもそも安価で2万円から3万円くらいで購入できると聞いております。骨伝導はもともと人間の体が持つ仕組みのため、耳に負担がかかりにくく、疲れにくい傾向があります。また耳の穴に差し込む必要もないため、長時間装着していても耳の穴に圧迫感や痛みを感じにくいというメリットがありま

す。しかも、イヤホン部分に凹凸や穴がなく、消毒しやすいため、不特定多数の方が利用しても清潔に使えるというメリットもあるそうです。

本市窓口業務において、聞こえが困難な方との対話、対応等に、職員が相手に内容をお伝えするため大きな声で対応する事例もあると思います。

そこでご質問です。1点目に、本市の窓口業務の各部署において、耳の聞こえづらい市民への対応はどのようにされているのでしょうか。

2点目として、軟骨伝導イヤホンについて、本市の認識についてお聞かせください。

3点目に、この軟骨伝導イヤホンについては、全国の自治体でも試験的に導入し始めているところが増え、民間の企業や銀行窓口でも導入しているところがございます。警察でも地域の高齢者が運転免許の返納や特殊詐欺の被害に遭ったときの窓口での警察官とのやり取りに軟骨伝導イヤホンを使っている事例もあるそうです。本市としても、軟骨前のイヤホンを窓口で、目の不自由な老眼鏡のように気軽に使っていただき、耳の聞こえづらい方々に優しい窓口対応ができるよう、音のバリアフリーに取り組むため、窓口設置は、まず試験的に始めるべきかと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の2番目の1点目、本市の窓口業務で耳の聞こえづらい市民への対応は、の生活福祉部所管課の対応についてお答えいたします。

まず、社会福祉課ですが、窓口には磁器によって音を伝えるヒアリンググループ補聴システムを設置しております。このシステムは、磁器によって音を拾うテレコイルつき補聴器、人工内耳を装着されている方がスイッチを切り替えることで、マイクを通じた音声ははっきり聞こえるものになります。なお、補聴器をお持ちでない方には専用受信機を貸し出しております。

次に、保険介護課では、令和4年度に市民からの寄附により、窓口にはコミュニケーションという対話支援機器を4台設置しております。コミュニケーションは音を大きくするのではなく、マイクで読み取った声の解像度を上げて、聞き取りやすいクリアな音にし、対話をスムーズにするものになります。4台のうち2台はモバイル型を設置しておりますので、他課の窓口や介護保険認定調査など、必要に応じて必要な場所に持ち運ぶことができます。

その他の課につきましても、筆談等を行うなど、丁寧な接客に対応しております。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 大上議員ご質問の1点目の総務部所管課の状況及び2点目、3点目についてお答えいたします。

まず1点目、耳の聞こえづらい市民の方が来庁された場合ですが、市民課や税務課でも耳マーク看板を設置しており、個人情報に留意した上で、大きな声で耳元に寄り添い話をしたり、指さしや身振りを用いて伝えたいことを表現したり、筆談の際には簡潔に短い文を簡条書にして伝えております。

2点目についてですが、議員ご提案の軟骨伝導イヤホンは、耳の周辺の軟骨を通して音を伝える新技術を活用したイヤホンであり、耳の穴を完全に塞がないため汚れにくく、周囲の音も聞こえるといったメリットがあるとの認識をしております。

3点目の窓口への設置についてです。先ほどの生活福祉部長からの答弁にもありましたように、市の窓口には、現在、対話支援器コミュニケーションや、ヒアリンググループ補聴システムを設置しております。あわせて、職員の丁寧な接遇の実施により、市民の方から聞こえづらい等の苦情やご意見は特に出しておりません。

こうしたことから、軟骨伝導イヤホンを今すぐ設置することは考えておりませんが、今後に向けて窓口や既存の補聴システムなどの状況を見ながら勘案したいと考えます。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時18分)

再開 (10時38分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

今回は、こどもまんなか社会の推進について、子宮頸がんワクチンについて、そして根来寺の文化的価値について質問させていただきます。

では、こどもまんなか社会の推進について質問します。

厚生労働省が公表した人口動態統計によりますと、2023年の合計特殊出生率は1.20で過去最低となりました。少子化は日本が直面する最大の危機であります。少子化対策は待ったなしであり、前例のない対策が急がれます。2030年代に入るまでのこれからの6年程度が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであると言われていています。

今国会では、少子化対策を強化する改正子ども・子育て支援法が5日に成立しました。児童手当は所得制限を撤廃し、支給対象は高校生年代まで拡大、育児休業給付も拡充し、保育サービスの充実も盛り込まれました。まさしく社会全体で子ども・子育て世帯を応援する機運を高めようとの強い意思が感じられます。

また、これまで政府は、子供医療費を医療機関の窓口での支払いを無償化または減免する現物方式を自治体が導入した場合、安易な受診により医療費が増えるとして、国民健康保険の国庫負担、補助金を減らす減額調整措置を1984年から実施してきました。その後、このペナルティーが少子化対策に逆行しているとの地方からの声も踏まえ、未就学児までの助成については減額調整措置の対象外となりました。

さらなる見直しを求めた結果、2023年12月に策定された国のこども未来戦略「加速化プラン」に減額調整措置の廃止が明記され、24年度、本年4月からの廃止が決まりました。

これらのことを踏まえ、こどもまんなか社会の推進についての1点目として、県では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、給食にかかる経費の半分を補助する方針を決めました。30の全ての市町村が10月から来年3月まで給食を完全に無償化することを見込み、その場合にかかる経費7億3,000万円を当初予算としています。この県の2分の1を補助する制度を活用した本市の学校給食費無償の取組状況についてお聞きします。

2点目、子供医療費についてです。今年度から子供医療費無償化に対するペナルティーの廃止が決まったわけですが、市民の子育て世帯の要望でもある18歳までの子供医療費無償化の考えについてお伺いします。

3点目、こども食堂についてです。こども食堂は、子供やその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で栄養のある食事、温かな団らんを提供するための社会活動です。和歌山県では、こども食堂を全ての子供たちが安心して地域の大人と関

わり、社会性を育む場として、食事を提供し、学習支援や、地域交流の拠点となる子供の居場所と位置づけ、小学校区に少なくとも1か所ずつ設け、食事の提供だけでなく、多世代交流や学習支援にもつなげたいとしています。女性活躍が期待され、お母さんが働く家庭も増える現代社会では、子供たちの居場所としての意義も大きいと感じます。

本市でのこども食堂の開設状況についてお聞きします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 奥田議員、1番目のご質問の1点目、現在の取組状況についてお答えいたします。

今回の学校給食の完全無償化を実施する市町村への給食費2分の1補助施策の県の財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であり、実施期間は令和6年10月から令和7年3月までの半年間と示されております。本年5月8日に、県担当者とオンラインにて給食実施体制等についての質疑応答を受けました。5月中に県は全市町村とのヒアリングを終えたそうです。そのヒアリングの中で、令和7年度以降も半額補助の体制を整えるのかという質問が相次ぎましたが、それに対する回答はいまだ発表されておられません。

現在、県では7月に要綱を提示、9月には申請受付が始まる予定と聞いております。しかしながら、現状として、要綱の内容を含め、いまだ詳細が明らかでない状況は続いております。つきましては、県の補助制度への参画の可否については、県の要綱が明確に示された時点で判断してまいりたいと考えております。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目の2点目、18歳までの医療費の無償化についてお答えいたします。

本市における子供医療費助成は、ゼロ歳から中学生までの助成を段階的に拡充してきました。その中で、小中学生の通院医療費についてのみ、現在1割の自己負担を設けております。

こどもまんなか社会の実現に向けては、全ての子供が権利を保障され、幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを国は目標としています。

このことから、これまで議会で説明させていただいているとおり、本来、子供は社会で育てるものであり、子供が享受できる医療費に格差があるべきではありません

せん。どの地域に住んでいても、同様の子供医療費の助成が受けられるよう、国・県は早急に環境整備を進めるべきであるという本市の考えを継続し、国・県に強く働きかけてまいります。

一方、本市の出生数は、令和4年度で389人であったのが、令和5年度は337人となり、1年間で52人減少しました。令和元年度から令和5年度の5年度間では105人減少しております。このように本市においても少子化が進む中で、子供医療費について、市民の皆様から様々なご意見やご要望をいただいております、また近隣自治体の助成内容との格差についても認識しております。

今後は、国・県への働きかけを継続し、各福祉サービスのバランスを見極めながら、子供医療費の助成拡大について検討していきたいと考えています。

次にご質問の3点目、こども食堂の開設についてお答えいたします。

令和6年4月1日現在、市内で開設されているこども食堂は4施設です。これらの施設は、全て月に1回程度の頻度で開催されており、子供だけでなく大人も参加できます。

周知啓発については、市ウェブサイトへの掲載や公共施設等に設置している開催チラシを通じて行っています。こども食堂について、県は本年6月、こども食堂の持続的運営支援を目的として、和歌山県こども食堂応援ネットワークを設立しました。本市も県及び各関係団体と連携し、市内へのこども食堂の設置促進に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3点、再質問します。

1点目、学校給食費についてです。今後も県から補助金があれば給食費を無償にする考えについてお聞きします。

2点目、こども食堂についてです。地域の方から、定年退職したらこども食堂を開設したいと考えている。具体的にどのような資格が必要で、どうすればこども食堂を開設することができるのかとの質問が寄せられました。これからこども食堂を開設したいと考えておられる方に、市としてどのような支援ができるのかをお聞かせください。

3点目として、現在、こども食堂を開設しておられる方から、本来来てもらいたいと思う子供さんに来てもらえないのが課題との声が寄せられています。こども食堂に対する認識不足も影響していると考えられますが、今後の対策についてお聞か



してください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 奥田議員の再質問についてお答えいたします。

県の補助が続いている間は続けるのかというご質問でございましたが、先ほど答弁させていただいたいただきましたとおり、6年度の状況についても、今、県の要綱が出てから判断をさせていただきたいというふうにご答弁させていただきました。ですので、7年度についても同様の考えでございます。

そもそも給食費の無償化は、全国一律で行うというのが望ましいというふうに市としては考えております。本来国がやるべき事業であるというふうに考えております。市として責任ある実施するには、恒久的な財源確保ということが不可欠になってくると考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、県の補助要綱が示されてから慎重に検討していきたいと考えております。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えします。

まず2点目ですが、こども食堂を運営するためには、特別な資格や届出は必要ありません。ただし調理を行い、食事を提供するため、事前に保健所への相談が必要になります。こども食堂の開設場所については指定はなく、公民館などの公共施設、個人の住宅、空き店舗など、様々な場所での実施が可能です。

また、本市では、こども食堂を開設したいと考えている方々に対し、開設準備や運営に係る県の補助金の活用について、技術的な助言を行っております。さらにフードバンクやフードドライブと関係団体の紹介も行っております。

なお、開設後は、市のウェブサイト等を通じて、広く周知啓発に努めているところです。

次に3点目は、こども食堂へ本当に来てもらいたい子供になかなか来てもらえないと聞くが、周知啓発をする上で何かできることはないのかとのことですが、もともこども食堂は子供の貧困対策としてスタートしてきました。そのため、一部の方々には貧困世帯の子供が利用する場所というイメージがついていると考えられ、子供が利用したいと思っても、家族がちゅうちょする場合もあると考えられます。しかしながら、現在のこども食堂のほとんどが、子供だけでなく大人も利用できる地域の居場所として設置されております。

本市といたしましても、新たな子供の居場所としてこども食堂を捉え、広報や市

ウェブサイトで広く周知していくほか、今後は小中学校等も通じた周知啓発についても検討してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、子宮頸がんワクチンについてお聞きします。

日本では毎年約1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんによって亡くなっています。また、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。患者は20歳代から増え始めて、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう、妊娠できなくなってしまう人も、1年間に約1,000人いると、厚生労働省は発表しています。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、2013年4月、予防接種法に基づき定期接種化され、小学6年生から高校1年生相当の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能となっています。

しかし、接種後の様々な症状が報告されたことにより、僅か2か月後の2013年6月より、国は接種の積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知を止めてしまいました。そのため接種対象者であった1994年度から1999年度生まれの女子では70%近くあったHPVワクチンの接種率が、一時1%未満にまで激減していました。その後、厚生労働省の専門部会では、HPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけ、令和4年度からHPVワクチン接種の積極的勧奨、またキャッチアップ接種が始まりました。そのキャッチアップ接種は本年度で終了します。

1点目、対象者の認知度が低いと言われておりますが、本市の状況についてお伺いします。

2点目に、キャッチアップ接種事業が始まってからの接種状況をお伺いします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の2番目、子宮頸がんワクチン、HPVワクチンについての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

キャッチアップ接種とは、定期接種対象年齢でありながら、接種の機会を失って

いた平成9年4月2日生まれから平成20年4月1日生まれまでの女子に対して、公平な接種の機会を設けた制度であります。市としましては、キャッチアップ制度を開始した令和4年度から、毎年、個別通知による接種勧奨を実施しています。また、市の広報紙、ウェブサイトへの掲載や、接種協力医療機関に啓発ポスターを掲示するなど、周知啓発に努めています。

接種状況につきましては、令和4年度の対象者は2,123人、接種者数は246人、令和5年度の対象者は2,176人、接種者数は375人であり、令和6年度の対象者は2,204人となっております、さらなる接種勧奨に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点、再質問します。

令和5年7月、大阪府がHPVワクチンの意識調査を行っています。親が娘に接種させない理由の65%が副反応や後遺症が怖い。また、18歳から25歳のワクチン未接種の女性の60.6%が副反応や後遺症が怖いを上げています。

そこで1点目、本市では、接種対象者や保護者の不安を払拭するような情報提供はできているのかをお伺いします。

2点目として、同じく大阪府によるHPVワクチンの意識調査からです。定期接種及びキャッチアップ接種は無料で受けることができるという項目では、70.4%が知らないと答えています。キャッチアップ期間内は無料で接種できることのさらなるお知らせが必要と考えますが、市の考えをお聞きします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えします。

まず1点目、接種対象者や保護者の不安を払拭するような情報提供についてでございますが、令和4年度と5年度には、厚生労働省や県作成のパンフレットで接種勧奨再開の案内と予診票を同封し、その後は未接種者に対し、新たに9価ワクチンも接種できる案内を個別通知いたしました。

キャッチアップ最終年度である今年度については、未接種者に対し、はがきによる個別通知を4月下旬に送付いたしました。また、新たな啓発活動につきましては、市ウェブサイトへの掲載や、岩出市LINE公式アカウントによる配信等に加え、今年度中にHPVワクチンについての講演会を開催する方向で検討しております。

さらに、こども家庭センターでは、市内の中学2年生に対し、思春期教育の一環

として、自分を大切にすゝ授業を実施しております。自分の命を大切にすゝ、自分を守るといふ授業の目的からも、子宮頸がんとHPVワクチンについてのお話も取り入れているところすゝ。

今後も接種対象者への不安を払拭できるよふ、きめ細やかに対応してまいります。

引き続き2点目のキャッチアップ期間内は無料で接種できるといふことのさらなるお知らせについてでございますが、個別通知を含め、周知啓発には必ず接種期限と、それから無料で接種できることを記載してあります。

さらに、今年度はキャッチアップ接種の最終年度となりますので、来年度以降、接種を希望しても任意接種となり、全て自己負担となることや自己負担の費用が、1回接種につき2万6,860円、3回接種の場合は8万580円となることを市ウェブサイトや岩出市公式LINEアカウントで周知しているところでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目に、根来寺の文化的価値についてお聞きします。

本年4月、岩出の歴史を考ふる会で、根来寺の歴史と葛城修験を中心にふるさと岩出の歩みを学ぶ機会がありました。それまでは根来寺と言へば、覚鑿上人が開創した新義真言宗の総本山であることや、僧兵、鉄砲衆、秀吉による焼き討ちに遭ったことや、令和元年に6棟が重要文化財に指定されたことぐらいしか知りませんでした。

しかし、岩出の歴史を考ふる会では、中世のヨーロッパで発行された世界地図に根来が記載されていることや、宣教師ザビエルが本国に送った書簡では、日本の大きな大学の1つとして根来の名があり、3,500人以上の学生を擁すると記載されていることなど、根来寺の文化的価値を学びました。また、葛城修験が99番目の日本遺産として認定されたことも知りました。

小中学生が身近にある根来寺の歴史を、民俗資料館や歴史資料館を訪れて学ぶことにより、ふるさと岩出に誇りを持ち、また次の世代に語りつないでいくのではないかと思います。

そこで1点目、小中学生が郷土の文化財について学ぶ機会はあるのかをお聞きします。

2点目として、小中学生がねごろ歴史資料館で埋蔵文化財や資料、映像を見学する機会はあるのかをお聞きします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員ご質問の3番目、根来寺の文化的価値についてお答えいたします。

文化的価値の高い低いにかかわらず、自分が生まれ育ったまちの歴史や文化を学ぶことは、年齢にかかわらず非常に重要なことで、自分の知識、考え方や行動を豊かにするものであり、特に小さい頃から学ぶことで、ふるさと意識、郷土意識の醸成につながるものであると認識しており、教育委員会としても、重点事業として位置づけております。

特に根来寺は国宝大塔をはじめ、7棟の重要文化財（建造物）が立ち並んでおり、本市の文化財の宝庫であり、子供たちにとっては、郷土の文化財に触れる場所としては最適であると思っております。

まず1点目、郷土の文化財について学ぶ機会ですが、生涯学習課や民俗資料館が中心となって、ふるさと教育出前教室を実施しております。内容は、11項目に分かれ、小学3年生から中学生、教員までを対象に、学校からの依頼に基づき実施しており、各学校では歴史学習や地域学習の際に活用いただいております。昨年度の実績で5小学校7回実施いたしております。このほかにも、根来小学校、山崎北小学校では、放課後子ども教室で、根来の子守唄保存会の皆さんから歌や踊りを学んでおります。

次に、2点目の見学する機会についてですが、議員のご質問では、ねごろ歴史資料館での見学機会というご質問ですが、ねごろ歴史の丘にはねごろ歴史資料館のほか、民俗資料館や旧和歌山県議会議事堂も含まれ、文化歴史を学ぶことのできる教育の場、学習の場として位置づけておりますので、ねごろ歴史の丘施設での見学機会の視点で一括してお答えいたします。

まず、民俗資料館とねごろ歴史資料館の役割の違いについて申し上げますと、民俗資料館は、岩出市の古代から近世までの、いわゆる全般的な本市の歴史を映像や遺物等で紹介している施設であります。ねごろ歴史資料館は、民俗資料館とすみ分けを図るべく、根来寺遺跡で発掘された遺物を中心に展示している施設であります。

それぞれの施設における本市の小中学生のこれまでの過去3年間の見学と来館実績についてお答えいたします。

まず、ねごろ歴史資料館ですが、令和3年度は2校が来館予定でありましたが、コロナ禍によりキャンセルとなっております。令和4年度もコロナ禍で2回の休館措置をしておりますが、1校から91名が見学、令和5年度では2校336名の見学がありました。

また、民俗資料館では、令和3年度は子ども歴史学習会の参加者が81名、令和4年度は2校から621名の見学、また子ども歴史学習会に82名の参加がありました。令和5年度では3校633名の見学が、子ども歴史学習会には130名の参加がございました。

今後は旧和歌山県議会議事堂を含めたねごろ歴史の丘各施設において、小中学校の教員の皆様のご協力をいただきながら、引き続き子供たちの文化財に触れる機会を増やしていくことで、教育委員会の重点事業として、ふるさと意識の醸成に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、高齢者・障害者に優しい行政サービスについて、交通事故安全対策について、この2つの視点で、一問一答方式で通告に従い一般質問を行います。

この2つは市民の方々から意見交換をさせていただいたときに出た話であり、疑問を受けた際に出た市民の声であります。一つ一つの質問が改善されることで、市民の住民サービスの向上に向かうものと考えておりますので、この2点に関して、今後の方向性の1つとして答弁していただきたいと思います。

それでは1点目としまして、高齢者・障害者に優しい行政サービスについて、5点お伺いします。

今日の日本は少子高齢化で、高齢化率は世界でも類を見ない最高水準となっております。令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、令和22年には、いわゆる団塊の世代の子供たちが65歳以上となることで多くの課題があり、優しい行政サービス

が必要とされる高齢者が大幅に増加すると予想されています。現在の各自治体でもこれらに備えて独自の事業計画を策定し、あらゆる地域包括計画の中、高齢者・障害者の方が可能な限り、住み慣れた地域で安心でき、支援体制が構築された自治体で日常生活を送れるよう望んでいると思います。

また、本市でも市長が冒頭の行政報告で、高齢者支援について述べられています。物価の高騰が続く中、後期高齢者世帯への負担軽減と生活支援を目的に、高齢者のみ世帯水道料金減額事業を実施すると、これも1つの支援する事業計画だと考えます。これらの支援は、あらゆる世代に対しても必要と考えますし、バランスの取れた1つの支援対策だと思いますので、今後も市民に対して、バランスの取れた支援対策の取組を行っていただき、それを注視していきたいと思います。また、提案もさせていただきたいと思います。

その話の流れから、大きな予算で支援対策も必要ですが、きめ細やかな支援対策も必要だと改めて考える中、きめ細やかな住民サービスで思い浮かんだのが、ある日、とある高齢者の方と意見交換をさせていただいた時の話であります。

その内容は、この年配の方が市役所に来庁された時の話であり、大変苦痛で苦労した内容でありました。この方は足が不自由で、家では歩行器を使っています。また、外出時には電動車椅子を使用しているそうです。近くに親族やお子さんがないことで、来庁された場合、北側の入り口にタクシーをつけ、利用するそうです。そのときに不便をされたそうで、タクシーから降りる際、歩行器がないことで、車椅子までの道のり5メートルも大変、それとほこりのある車椅子で不快な思いをされたそうです。

私も各入り口の車椅子を確認したところ、使用されていないのか、ほこりがある車椅子や座席に砂があるものもありました。また、この方は、案内窓口が混雑しているのと、車椅子で進んでご迷惑かかることや、それまで体力がしんどくなり、誰も声かけをしていただけなかった。案内接遇に関しても話されていました。一言大丈夫ですかと対応があればなど、窓口サービスの在り方についても訴えられていました。

このような窓口サービスは、他の自治体でも、きめ細やかな窓口の在り方として検証プロジェクトで検証し、職員が積極的に動くこと、接遇による住民サービスの大切さの意識した対応することなど、市の基本方針として行っているところもあるそうです。高齢者が障害者のことを考察する場合、本当にきめ細やかな対応が必要と認識しなければならないと考えています。

これらを踏まえて、5点について質問させていただきます。

1点目としまして、市役所や公共施設に訪問した際、高齢者や障害者に対して、手助けしてくれるなどの配慮はどのようなことがあるのか、お答えください。

2点目としまして、本市では、いつ頃から車椅子等の設置などを行い、また市民からの要望等で改善、向上したものはあるのか、お答えください。

3点目としまして、高齢者や障害者に対して、職員が積極的に動くことや、案内接遇による住民サービスの向上に取り組んだことは何かお答えください。

4点目としまして、昨今、他の自治体では、スマート自治体への転換が求められています。これは労働が減少していくことで生じる2040年問題が背景にあり、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるために、職員の方々には、企画立案業務や住民への直接サービス提供など、本来業務に注力できるような環境づくりが必要と考えられているためであります。将来を見据えた窓口サービス、接遇力向上の案内業務、IT、人工知能、RPA、パソコンのマウスやキーボードの操作のソフトウェアによる自動化など、ICTを活用していくなど、様々な取組が行われているからであります。それらを踏まえて、本市のスマート自治体の見解をお答えください。

5点目としまして、4点目の内容や、2040年問題を鑑みて、他の自治体の流れはワンストップサービスが主流となりつつあることと考えられます。具体的には、1つ目は、入り口付近にフロア案内を設置し、庁舎案内などを行うことや、2つ目は、総合案内課に総合案内を設置し、総合的な案内や各種証明の発行を1か所で対応するなど、3つ目は、転入・転出や出産、婚姻、亡くなった方の届けなど、関連する手続をワンストップで行うこと、4つ目は、住民が複数の窓口に必要な要件がある場合はワンストップで実施し、出納室以外での各窓口で手数料の収納を行うことができるなど、様々な取組であり、今後の対策を行っていくのが現実であります。また、試行錯誤でうまくいかない場合もあるということなので、できることから進めていくことは、将来の本市の体制に関しても関わっていることと考えます。本市の見解と今後の取組についてお答えください。

この5点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 まずは、住民の方が来庁時に不快な思いをされたということで、深くおわび申し上げます。



それでは、尾和議員のご質問の1点目から3点目について、一括でお答えいたします。

市役所や各公共施設には、障害の有無に関わりなく、加齢や傷病等に起因する心身機能の低下により不自由を感じられておられる方、妊産婦、ベビーカーを使用されたり、小さいお子さんを連れて来られる方など、様々な人が来られることから、それぞれの来庁者に対し適切な対応するよう心がけております。

そのため職員は接遇等の研修を受講し、知識の習得、適切な配慮、柔軟な対応ができるよう努めているところでございます。

設備面ですが、車椅子については、いつからの設置かは定かではございませんが、各施設とも入り口付近に備え付けております。それ以外にも、市役所庁舎には、正面玄関及び東側玄関での音声案内、トイレの人感センサー照明、障害者用駐車スペース、駐車場から坂道にスロープの設置、先ほど大上議員の答弁でも申し上げました対話支援機器コミュニケーションやヒアリンググループ補聴システムなど、様々な設備の設置により、誰もが利用しやすい庁舎となるよう取り組んでいます。

また、総合保健福祉センターでも高齢者デイサービス事業も実施していることから、ユニバーサルデザインを意識した案内表示や点字ブロック手すり、スロープの設置等を行っております。

4点目のスマート自治体についてですが、誰一人取り残さないデジタル化の推進が国の掲げる目標でありますので、市としましても、高齢者、障害者を含め、住民のデジタルディバイドをなくすよう努めてまいります。

5点目のワンストップサービスについてですが、移動が困難な方が窓口に来られた際には、その方にはその場所にとどまってもらい、担当者が入れ替わり対応するなどしております。また、先ほどのスマート自治体の取組が進めば、今より多種の申請等をオンラインで行えるようになり、市役所に出向いていただく機会も減ることとなります。

今後もハード面・ソフト面の両方で、市民に寄り添うサービスの向上に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を2点させていただきます。

それでは、1点目としまして、現在多くの問題を背景に、国や他の自治体は行政サービスの向上を目的に、様々なデジタル化を進め取り組んでいますが、一朝一夕

にはいかないもので、中長期にプロジェクト検証を行い進めているように思われます。しかし、デジタル化を進めるための課題の1つとして、高齢者など、デジタル化技術の恩恵を受けにくく、いわゆるデジタル弱者への配慮も大切であることを同時に進めていかなければならないと思っております。

市民に優しいまちづくりは、行政と民間と市民が協力し合い、アイデアを用いることで、より良質なサービスを提供できるように思われますし、今回の視察自治体でも、民間企業の協力や市民からのアンケートの情報など、皆さんと共存し、優しいまちづくりを行っていると感じを受けています。

そこで、再質問1点目ですが、今できることとして、前文で述べさせていただいたように、高齢者や障害者の方がタクシーで来庁されたことを想定し、岩出市内のタクシー会社、民間企業との協力を求める取決めや、職員に来庁したことが分かるような対策について、具体的なものが今後考えられるのか、市の考えをお答えください。

2点目としまして、防災など、あらゆる事態を想定して、本市や公共施設に車椅子以外の歩行器などのサポート具を設置する考えはあるのか、お答えください。

この2点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員再質問にお答えいたします。

まず、今できることで、高齢者、それから障害者の方が来庁された際に、できる配慮についてということなんですけども、タクシー等で介助が必要な方が来庁される場合には、我々ちょっとそこでずっと待っているというのはなかなか難しいところがございますので、タクシーの運転手から職員に一言声をかけていただけるか、もしくは来られる際に電話を1本入れていただければ、市役所の職員が対応するようにはさせていただきます。

それと2点目、公共施設等に歩行器等の設置は、ということでおっしゃっていただけてます。確かに、歩行器、便利な部分もあるかと思いますが、1番目の質問でも申しましたように、もし介助が必要な方が来られるようなことがあって、職員のほうにお伝えいただければ、うちのほうで車椅子等を用意させていただきますので、その点で対応したいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長　これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員　それでは、次に交通事故安全対策について、3点お伺いします。

本年3月15日午前5時50分頃、本市根来の県道泉佐野岩出線で、坂本神社付近の横断歩道を西に向かって犬の散歩をしているしていた年配の女性が、南から来た乗用車にはねられ亡くなられた交通事故がありました。大変悲しい事故であり、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々のご心痛は計り知れないものであると思います。この方は私と同じ団地の方で、ほぼ毎日犬の散歩コースとして、この横断歩道を利用し、根来寺近くまで散歩をしていたそうです。

この県道では、いつも交通量が多く、大阪に出勤される方や和歌山方面に来られる方、高速道路や京奈和自動車道の乗り降り口として利用される方々が多いところでもあります。風吹峠に向かうことで傾斜があり、下りはスピードの感覚を鈍らせるほどの傾斜で、上りはアクセルを踏む方が多いように思われます。また、坂本神社の横断歩道は、路面標識がほとんど薄れており、下りの路線部分は乗車からの認識ができない状況だと思います。ましてや、早朝の暗がりの中、特に見えにくく、危険箇所だと、前々から付近の方々は持っていたと思うし、話もされていました。

この事故で、根来の自治会と関係機関で話し合われたそうで、そこに参加していた方からお話をお伺いさせていただき、前々から危険箇所だよね、なぜ信号機の設置など、いろいろ伺わせていただきました。また、ある方からは、あのコースは根来寺に行くときによく通るんですよね。危ないよね。また、まだ改善していないのなど、安全対策の進捗状況を知りたい方もおられているのも事実であります。

そんな中、那賀振興局や岩出警察署に行かせていただき、話をさせていただいたことで、会合に出た方々は、今後の方向性や疑問、改善方法を知ることができますが、住民の方で不安に思っている方もいるのが現状であります。これが今回の現状を把握させていただいた経緯であります。

全国的に、死亡事故、重大事故の発生事案は報告されていますが、市民の方々は、あらゆる面で交通情勢の不安解消には至っていないのが現実だと思います。これらを踏まえ、質問させていただきます。

1点目としまして、交通事故多発危険箇所への対応要望は、自治会、市民から、年平均どれくらいあるのか、お答えください。市の園、学校、PTA、老人クラブ、婦人会、交通指導隊、その他多くありますが、今答弁できるだけで結構なのでお答

えください。

2点目としまして、事故または対応要望があった場合、市と関係機関の連携について、また改善対応についてお答えください。

3点目としまして、今まで要望があった危険箇所は改善されているのか、お答えください。

この3点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員ご質問の2番目、交通事故安全対策について、1点目から3点目について、一括してお答えいたします。

道路に関する要望につきましては、市政懇談会や総務課などに、令和3年度からの3年間、平均で年間約29件の要望がありました。そのうち市所管以外の箇所につきましては、各所管する機関である国、県、警察、これは公安委員会も含みます、に要望書を提出しております。また、改善の対応につきましては、各所管の機関において、必要に応じて対策が実施されております。

なお、市内で発生した交通事故の情報については、原因のいかんに関わらず、情報が共有されることはございませんが、必要に応じて問合せを行う場合はございます。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問をさせていただきます。

交通安全対策については、今までも本市でも他の自治体でも取り上げられた質問と思いますが、過去の答弁内容等で、関係機関と連携を図り、危険箇所の改善に努めてまいります。また、新たな点検箇所の依頼があれば、今までと同様に関係者による点検を実施し、対策案の検討を行い、実施してまいります。それと、市道でも合同点検を行った箇所の件数や対策を行った箇所の件数など、市民に周知していただくケースが多いように思われます。

具体的なものもありますが、これらは結果報告であり、市民の方々が、どこがどのようにいつまでに改善対策を行っているのかという感じで、周知したいところもあり、ウェブでも探すのが困難だと思います。

そこで最後の質問ですが、これらの交通安全対策の危険箇所や、その場所の現状、どのようにいつまでに改善対策等、私自身、本市のホームページで見つけることができなかつたのですが、ホームページで周知するなどの考え等があれば、お聞かせ

いただきたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員の再質問にお答えさせていただきます。

危険箇所等の、どこが危ないかとかいうのをホームページで周知というようなお話であったと思いますが、交通事故に関する危険箇所、多発地域というのは、和歌山県警のホームページのほうに掲載されておりますので、そちらをご覧くださいればというふうに思っております。

ただ、市も何もしていないかというわけではなく、現在、交通安全対策といたしまして、各期の交通安全運動期間中における街頭啓発、それから小さい子供を対象とした交通安全フェアを開催、それから市民に対する交通安全の呼びかけを実施しております。

また、岩出市内の小学生を対象とした交通少年団、それから高齢者を対象としたときめき交通大学等の交通安全教育の実施もごさいます。警察官等に講師に来ていただきまして、交通安全教育によって交通安全知識の普及に努めているところをごさいます。

今後とも各種施策を通じ、さらなる交通安全の推進に邁進してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時34分)

再開 (13時13分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今議会では、学校給食の無償化制度についてと、補聴器購入補助制度について質

問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、1点目の学校給食については3月議会でも取り上げてきました。和歌山県知事が、学校給食費について、無償化を実施する自治体に対して、県が補助を出しますというものです。3月議会で岩出市の今後の取組の方向性をお聞きしました。残念ながら、積極的に岩出市で実施するとは言われませんでした。保護者や子供たちからどうしてなのという声も数多く届けられてきています。

3月議会の答弁において、和歌山県の制度内容、実施するための中身が明らかになっていない状況で、この点を精査する必要があると答弁がされてきました。3か月が経過をしましたが、10月から実施を行うのであれば、市民への周知や行政自体で、制度内容を検討する必要性があります。県の内容について、いつ把握を行い、どう対応していくのかを改めてお聞きをします。

2点目として、和歌山県内の自治体で、県知事の学校給食費無償化の方針に対して、県内の状況について、岩出市としてつかんでいる状況、これをお聞きをしたいと思います。

3点目として、6月議会において提案された令和6年度の一般会計補正予算には、学校給食費に関しての補正予算が計上されていませんでした。岩出市として学校給食費無償化の取組については、今後どのように対応していくのか、お聞きをします。

4点目として、市長にお聞きをします。学校給食費を無償化し、子育て世代の支援を行うことは、少子化時代を迎えている中、経済不況による影響が依然続いている中で、岩出市の将来を担う子供たちや保護者の生活を守ることになると考えます。市長として、学校給食費の無償化は子育て支援策だという考えは持っておられるかどうか、市長の見解をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の質問、学校給食費無償化の実施は、子育て支援としての考えは持っているか、についてをお答えをいたします。

学校給食は、学校給食法に基づき実施している教育行政の施策の1つであります。その運営に当たっては、学校給食法の規定に基づいております。法第11条において、施設及び設備に要する経費や運営費以外に要する経費、つまり賄材料費などは保護者の負担とする旨規定されている以上、教育においては無償化よりも児童及び生徒の心身の健全な発達のため、安心・安全な学校給食の提供に努めることが責務であると認識しています。

また、保護者が学校給食費の一部を自己負担することで、保護者自ら児童及び生徒の心身の健全な発達を考え携わることが重要なことであると認識をしております。については県の要綱が明確となった時点で、今回の学校給食費を完全無償化する市町村に対する県の半額補助制度に乗るか乗らないかを検討してまいります。

他の質問につきましては、担当部長のほうに回答させます。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 通告に従い、増田議員のご質問の1番目、学校給食費無償化制度の実施を、について一括してお答えいたします。

現在の取組状況については、先ほどの奥田議員のご質問の際に、教育長が答弁いたしましたとおり、7月には要綱の提示、9月には申請受付が始まる予定と聞いております。しかしながら、現状として要綱の内容を含め、いまだ詳細が明らかでない状況が続いており、本市といたしましては、県の要綱が明確にされた時点で判断してまいります。

また、令和6年6月1日時点での県内市町村で、給食無償の取組を実施していない市町村数は、岩出市を含め12市町となっております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。要するに、要綱、これが下りてきていないので判断できないというような状況だと思うんですね。

まず最初にお聞きするんですが、なぜ3か月たっても、県として要綱が出せなかったのかと、出してこなかったのかと、その理由。岩出市として、県にはどういう対応を取ってこられたんでしょうか。出せなかった、なぜ遅れるんかというような理由、これ県に対してどのようなことを取ってきたのかという点、これもお聞きをしたいと思うんです。

幾つかお聞きをしたいんですが、今回、和歌山県知事が出してきた、こういう姿勢ですね、2分の1補助、これについては、3月議会で、教育長は、少なくとも保護者の負担軽減策になるんだというようなことも言われていました。県がこういうような姿勢を出したときに、岩出市の教育長として、市長に対して、教育委員会としてはこういう考えを持っているんだという形で、教育長としては、市長に対してどのような提言というんですか、考え方を市長に話をされてきたのかという点、この点もお聞きをしたいと思うんです。

そして3点目は、今、岩出市民、学校給食費の無償化、これ本当に待ち望んでい

ます。これはぜひ岩出市でも実現して行ってほしいんですね。実際に岩出市としては、今の現状では要綱が出ないと判断ができないということをおっしゃっているんですが、私は要綱が出ようが出まいが、少なくとも県が半額費用を負担するんだということは既には明白なんで、その点において判断ができないということはないんじゃないかというふうに思うんですね。

だから、その点から見て、判断がなぜできなかったのかという点もお聞きもしたいし、そして、今後、要綱ですね、実際7月に出るんだと言われた。そして、7月に要綱が出た。その場合に、岩出市として前向きに実際にやっていくんだという、そういう姿勢なのか。要綱を見て、これは駄目だと、できない、そういう判断だつてされる可能性がありますわね。その場合に、要綱を見て、そして実施しない場合、それはどのような場合に岩出市として実施をしないのか。その点ちょっと明確にお聞きをしたいと思います。

以上、4点ほどあったと思うんですが、再度、教育委員会としての見解、お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

3月から以降、私どもも県のほうから要綱の提示を早くということで、ずっと問合せはしてございました。

2点目の3月の答弁で、軽減策となるということについて、市長に対してどういう提言をされてきたのかということにつきましては、引き続き現状を市長にお話しして、経過を見守っていた状況でございます。

県が半額出すと言っておりますけれども、誰が対象なのかというのが明確ではありませんし、半額と言っておりますが、県内では給食の額がそれぞれの市町によって違いますので、実際幾ら出るのかというところの判断が分かっておりませんので、7月の要綱を待っておる次第です。その内容次第によっては、しないという状況も考えられます。

○田中議長 教育長。

○津田教育長 増田議員の再質問についてお答えします。

教育長として、あるいは教育委員会として、市長にどういうふうなことを進言なり、何をされたかというお話ですが、先ほど奥田議員の答弁の折にも申させていただきましたが、給食費を無償化するというのであれば、そうなったときには、責任



ある施策として行っていかなければならないであろうと。

そうなれば、午前中の奥田議員にも申し上げましたが、恒久的な財源確保、これが絶対に必要な条件になります。お金の当てもないのに、取りあえず、耳障りのいいというか、心地よい、そのときだけはいいかもしれませんが、保護者負担を軽減ということで給食費を無償にしてしまうというのは、先々を考えたときにいかなもんならうと。

だから、県の要綱がきっちりと出て、県の財源確保というめどが立つという道があれば、続けていくという方向でというような形ではお話はさせていただいております。

それから、実施できない場合、どんなときがあるのかというお話もございました。岩出市の子供たちのために、岩出市としては、安全・安心な給食を目指して、日々給食を作らせてもらって教育させていただいてます。国産小麦を使っているのも県内で岩出市だけです。そんな中で、もし、仮の話をあんまりこういう本会議場でするのは何かと思いますが、もし県の要綱のほうで、例えばこれを絶対使いなさいとか、これはこれを使いなさいとかいう指定をされてきた場合があったとしたら、今使っている国産小麦が使えなくなるということになりかねません。

そういったときに、そういうことに、せっかく今まで岩出市がやってきた国産小麦を使って、子供たちに安全・安心な給食を届けているというところをもし曲げてしまわれるような要綱は、ここではないとは思いますが、ですから、ちゃんとした要綱が出るまで判断ができないと。そういう要綱であった場合は、最終的に、うちとしても乗ることはできないというところがあるかもしれないということでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市が、今、いろんな経済不況も含めて取っている施策、いろんなものがあると思うんですね。例えば、水道料金どうでしょう。水道料金、この間、期間限定で4か月、高齢者には、今回また新たに2か月追加で、水道料金の免除というんですか、やります。期間限定です。実際、市も努力されていると思うんです。

今回の学校給食、財源問題、今言われたんですが、少なくとも今年度10月から来年3月、これは財源が確保できているわけですね。市がそういう方針を持って対応すれば免除になる。どうなんですか、教育長。少なくとも、こうした水道料金と同じような形で、期間限定、少なくとも来年3月まで、岩出市で学校給食をやっ

く、そういうことすら考えないのかどうか。財源面という形については、それこそ岩出市をはじめとして、県下の自治体の皆さんと協力して、改めて和歌山県に対して、しっかりとした財源、これ継続してやってくれ、そういう対応を取っていく、そういうことを私はされるべきだと思うし、当然、岩出市もそういう対応を取られると思うんですよ。

だから、そういう点においては、少なくとも今の時点で財源が確保される。そういう点で、来年3月まで岩出市でやります。そういう考えそのもの自身、先ほど内容を見てみやんと分からんというようなことを言われて、指摘してきたものについて、安全・安心なものをつこたらあかんというような規定があれば考え直すと言わざるを得ないというようなことを言われたんですが、少なくとも、市として、来年3月まで期間限定で学校給食無償化する、そういうお考えすらないのかどうか、この点、最後にお聞きをしたいと思うんです。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど財源のお話をさせていただきました。それにつきましては、給食費無償化の制度を岩出市で導入して、ずっとやっていく場合ということで、市長のほうにはそういうお話をさせていただきましたということでございます。

それで、10月からの6か月間についての件につきましては、その後申し上げましたように、県の要綱の中身を見てから判断させていただくと。先ほど言いましたように、その要綱の中の書きぶりがどうなっているのか、どれだけの条件を市町村に向けて出してくるのか、そういうところを精査させていただきましてからでも、十分検討していく時間はあるというふうに考えております。

○田中議長 市長。

○中芝市長 増田議員にお答えをいたします。

県・市、しっかりと協議を重ねてます。議場では決まってないことは発表するわけにはいきません。いましばらくお待ちください。

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、補聴器購入補助制度について質問を行います。

高齢者における難聴の実態、これについては70歳代男性の23.7%、女性は10.6%、

80代では男性が36.5%、女性は28.8%の方が難聴になっている、このような統計調査なんかも出てきています。

難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけではなく、外出を控え、コミュニケーションが取りにくくなり、認知機能の低下が3割から4割も正常聴力の方より悪化するということも言われています。

厚生労働省の介護予防マニュアルでも、高齢者のひきこもりの要因の1つに、聴力の低下を上げて対策を求めています。しかしながら、現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推計なんかも出てきています。これは、補聴器の価格が30万円以上するものもあり、高くて買えないからです。

今、聴覚障害による補聴器購入者の9割の方が、このように高額負担にあえいでいます。身体障害者福祉法第4条で規定する、高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度で1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、対象者は僅かであって、制度基準における問題点もあって、今、約9割の方は自費で購入せざるを得ない、このようなものとなっています。

このような中で、高齢者に対する補聴器補助制度の創設が求められ、国に補聴器購入費用の助成を求める、こういう自治体も急増してきています。また、このように負担にあえいでおられる方に負担軽減、これを図るために地方自治体も努力をしてきています。

厚労省審議官も、認知機能低下予防効果を検証する、そういう研究を推進する、こういうことも国会で答弁され、当時の財務省であった財務大臣、当時の財務省も必要な問題だと述べてきています。現在も国の制度としては確立されてきていません。国が抜本的な改善対策を取らない中で、今、各自治体が補聴器購入補助制度の実施がされてきているのです。

この点から、以下4点について質問を行います。

まず1点目として、難聴者において補聴器の装着を行うことで、生活面での改善点、利便点などについて、どのようなものがあると市は認識しているのでしょうか。

2点目として、高齢化が進む中で、補聴器の果たす役割について、市の見解をお聞きをしたいと思います。

3点目として、補聴器購入においては高額な点があり、補聴器購入の補助制度を実施している自治体が数多くありますが、長寿社会の中で高齢者施策を進める上でも、岩出市の取組として考えるべきではないのかと思うんです。市の見解をお聞きをします。

4点目として、市長にお聞きをします。次長は、敬老会でも高齢者の長寿を祝う言葉を毎年述べられてきています。高齢者がますます元気で長生きできる上でも、高齢者の生活環境、日常生活の改善に役立つ補聴器購入の補助制度実施、これは市長の願いである安全・安心のまちづくりを進めるものにもつながるのではないのでしょうか。この点において、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員ご質問の2番目、補聴器購入補助制度の導入について、一括してお答えいたします。

まず、難聴者が補聴器の装着を行うことで、電話の着信音、玄関のチャイム、電子レンジなどの電子音に気づきやすくなるなど、生活面での利便性が向上するとともに、家族や友人とのコミュニケーションの機会が増えると考えられます。

高齢化が進む中で、加齢性難聴は誰にでも起こり得るものでありますが、老化による聴覚機能の低下であるため、根本的な治療はないと言われており、日常生活の聞こえづらさを補うためには、補聴器は有効な手段であると考えます。

しかしながら、補聴器は精密な医療機器であり、また使用者それぞれの聴力に合わせて何度も調整を行う必要があるため、高価なものとなっております。

本市においては、身体障害者手帳をお持ちの方の聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費として、補聴器購入費用の補助を行っているところです。しかし、これとは別に身体障害者手帳に該当しない中等度の高齢者に対し、補聴器購入補助を実施している自治体があり、県内9市では、令和5年度から和歌山市が、今年度から有田市と新宮市が補助事業を実施していることは認識しております。

加齢性難聴は、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであるため、身体障害者手帳の交付対象となっていない方の補聴器購入費用については、全国一律の公的補助制度の創設、または補装具費の支給制度における対応とするよう、近畿市長会等を通じ国に要望しているところでございます。

本市においては、現在のところ、補助制度の実施は考えておりません。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、当局の見解、これをお聞きしました。補聴器は必要である、このような見解、認識は私と一致していると思うんです。

市長、今後、岩出市でも高齢化はさらに進みます。岩出市では、今年3月、岩出市として第9期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画、これが今発表されました。また併せて、岩出市健康づくり計画、ふれあい健康21、第3次の分として、令和6年度から令和17年度まで計画として作成されてきています。

そして、第9期の岩出市高齢者福祉計画・介護保険事業計画ですね、一番最初のページに市長の挨拶、これが載せられてきています。全部は読みませんが、ここに書かれている内容、このように書かれているんですね。要約しますが、

本計画は、これまでの本市における高齢者福祉の取組を継承・発展させるとともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことができるよう「地域共生社会」の実現を目指すものであり、介護予防や自立支援・重度化防止の取組の充実、医療・介護の連携強化、認知症施策の充実、介護人材の確保など様々な課題に対応しながら、「高齢者みんなの笑顔があふれる元気で健康なまち・岩出」の実現を目指し、高齢者福祉施策に取り組んでまいります。と書かれています。

高齢者の認知予防や、介護の世話にならないこと、高齢者のひきこもりなどを防止する上でも、今、補聴器の必要性が求められてきているのです。補聴器の価格が高いからこそ、各地の自治体で補助制度がつくられてきているのです。

今、市長が取り組んでいくとされる第9期の施策として、補聴器購入への補助制度こそ行うべき施策の1つではないのでしょうか。

岩出市が進めようとしている第9期の福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者の補聴器関係面においては、今後どういうふうに進めるのか。再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

補聴器の補助についてですが、難聴に起因した身体機能の低下によるものもあると思いますが、やはり生活習慣病に関するものが難聴に起因するもの、身体機能の低下によるということが、生活習慣病に関するものが多い。それから、介護についても、足腰に起因するものが多くなっていると考えております。

認知症のほうについては、周囲の理解と配慮が重要であるということから、認知症サポーター養成講座や、それから当事者家族との集いの場としての認知症カフェの実施、それから健康づくりの取組として、各種健診の実施や、保健事業と介護予防の一体的実施など、様々な事業を実施することで、補聴器補助ということだけで

はなくて、総合的に健康寿命の延伸に取り組みたいと、そういうふうに考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、補聴器ですね、本当に補聴器の果たす役割、これ本当に大きなものがあると思うんですね。私は、各自治体なんかも非常に努力されてやって取り組んでおられる補聴器補助、これは、例えば、補聴器を自治体で制度を実施することによって、行政にも、例えば、国保関係においてもそうだろうし、後期高齢者医療に関しても特に関係するのかなと思うんだけど、要するに、耳が聞こえることがよくなると。それが結果的に、補聴器をつけてない、そういうときがあったときに、例えば交通事故になる可能性がある。また、ひきこもりなんかの、ますますされていくというような状況になっていくと、認知症なんかも進んでいくと。そうなった場合に、例えば本当に事故なんかが起きた場合は、国民健康保険税や介護保険で保険料が増えていくと、そういうようなことにもやっぱりなると思うんですね。

だから、そういう点でも、やはり補聴器購入補助を行って、事故とか転倒防止も含めて、耳が聞こえがよくなることによって防げる、そういう事故とか病気とか、それは減ることは、結局地方自治体においても、給付費の中で負担軽減が図れている、こういうふうにも、やはりつながってくる、そういうふうに本当に思うんですね。

だから、そういう点でおいたら、やっぱり岩出市としても、今回の第9期の計画の中に、そういう対応面をしっかりと取っていく、そういうことが私は本当に今求められてきている、そういう時期だと思うんです。

よく行政も、岩出市はこれから急激とは言わんか分からへんけども、ますます高齢化が進んでいく。そういうふうになっていくのは明白なんですから、そういう点では、しっかりと第9期の計画の中にも盛り込んでいく、考慮していく、そういう対応が求められてきていると思うんですが、この点で、市としての対応面、今後どのように進めていくのか、再度改めてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 増田議員の再々質問についてお答えします。

先ほども申しましたが、けがとか、そういう事故というのは、聞こえづらさにより起こることもあるとは思いますが、全てがけがや事故につながるというわけでは

なくて、やっぱり医療費増とか、そういう財政面のことにつきましては、生活習慣病のほうが大きいと考えております。

それで第9期の計画へ載せていくのかということについてなんですけども、そこも含め、今後も、国や県、それから他市町村の動向を注視して考えてまいりたいと思っております。

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時10分から再開します。

休憩 (13時54分)

再開 (14時08分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、高齢者福祉支援について、令和5年版高齢社会白書では、65歳以上人口は団塊の世代が65歳以上となった平成27年に3,379万人となり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれています。

令和19年に国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。我が国の平均寿命は、令和3年現在、男性81歳、女性87歳と、今後男女とも平均寿命は延びて、令和52年には男性85歳、女性が91歳と見込まれています。

一人一人が健やかで、心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を維持可能なものとするためには、平均寿命を上回る健康寿命の延伸を実現することが必要です。

そこで、高齢者が生きがいを感じ、就労や社会参加活動、市民などを通じて地域に貢献できるよう、生活支援の仕組みを充実させることについて、市の見解をお聞きをいたします。

65歳以上の独り暮らしの方は、男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は、男性が43%、女性が11.2%でしたが、令

和2年には男性が15.0%、女性が22.1%となっています。今後も増加する見込みです。独り暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査結果報告書が、令和5年7月に総務省行政評価局から出ています。

独り暮らしの高齢者の生活実態では、令和3年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査によると、60歳以上の高齢者が、ふだん近所の人とどのような付き合い方をしているかについて、独り暮らしの方は、配偶者や子供たちと同居している者に比べて、外でちょっと立ち話をすると答えた方や、物をあげたりもらったりすると答えた方の割合が低くなっています。60歳以上の高齢者がふだん親しくしている友人、仲間の有無について、独り暮らしの方は、配偶者や子供たちと同居している方に比べ、ほとんど持っていないと感じると答える方や、持っていないと感じると答えた方の割合が高くなっています。

また、65歳以上の独り暮らしの高齢者が、日常生活全般についてどのような不安を感じているかについて、健康や病気のことを上げた者の割合が58.9%、寝たきりや体が不自由になり、介護が必要な状態になることが42.6%と割合が高くなっています。さらに孤立死、誰にもみとられることなく亡くなった後に発見される死を身近な問題だと感じる、とても感じる、まあ感じると答えた人の割合は、60歳以上の高齢者全体では34.1%となっており、特に独り暮らしでは50.8%と5割を超えている結果です。

独り暮らしの高齢者は、配偶者や子供等々、同居している高齢者に比べ、近所付き合いが希薄化している傾向にあるため、見守り活動の重要性がより増していくと考えられます。

孤独や孤立の問題への対策を強化するため、政府は必要な施策を盛り込んだ重点計画を決定しました。身の回りで困っている人をサポートする市民ボランティアの養成や、24時間対応の相談体制の整備などに取り組むとしています。

11日の政府の推進本部で決定した重点計画では、孤独や孤立の問題は、今後、高齢者を含めた単身世帯の増加で深刻化することが懸念されるとして、当事者に寄り添い、人と人とのつながりを実感できるような施策の推進の必要性を強調しています。

そこで、独り暮らしの高齢者の現状と課題をどのように認識しているのかをお聞きをいたします。

政府によると、2023年1月から3月にかけて、警察が通報や医師からの届出に基づいて取り扱った独り暮らしの遺体のうち、65歳以上の高齢者は1万7,034人でし



た。年齢が上がるほど死者数は増え、85歳以上の死者数は4,922人にも上ります。この状況を考えると、高齢化が進めば、さらに増加することは想像できます。

まず、市内における孤独死や孤立死についてどう認識しているか、また対策についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、高齢者福祉支援についてお答えします。

まず、1点目の介護予防ポイント事業についてですが、高齢者が就労や趣味などを通じて社会参加することは、社会のつながりを持つことができ、生きがいややりがいを感じるだけでなく、高齢者自身の介護予防、健康づくりにもつながることが期待されています。そのため、介護予防ポイント事業のように、高齢者の活動を支援する仕組みを充実させることは、一定の効果が期待できるものと考えております。

続いて2点目、独り暮らしの方の見守り事業についてお答えします。

令和2年の国勢調査において、本市の総人口に占める高齢者単身世帯は2,140世帯で、全体の9.7%となっております。県平均は16.4%、全国平均は12.1%であり、国・県よりは低い割合にあるものの、今後、独り暮らしの高齢者が増加すると見込まれ、特に男性の独り暮らしの方などの対策が課題であると考えています。

対策の1つとして、現在、独り暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等に対し、緊急通報システムの貸与を行っており、令和4年度から、モバイル型の通報装置の貸与も行うなど、利便性の向上に努めているところです。

なお、緊急通報システムの利用状況は、令和6年5月末で113件となっております。

続いて、3点目の終活サポート体制についてですが、本市の孤独死・孤立死の現状について、実数把握はできておりませんが、令和5年度に地域包括支援センターにおいて、公立死と思われる案件が1件ございました。

対策としましては、孤独死や孤立死を全て予防することは難しいと考えますが、地域での見守り体制を強化することで、早期に異変に気づき、生命を救うことができると考えております。

そのため、市では地域での見守り活動の一端を担っている民生委員・児童委員や、協定した民間事業者と連携し、市に相談・連絡していただける体制を取っています。これら協力関係者から、地域包括支援センターや市の窓口に寄せられた情報を基に、

警察署等と連携・協力して、安否の確認などを行っています。また、食の自立支援事業やふれあい給食などの事業においても、配達の際に異変等があった場合は、市の担当者に連絡が来る仕組みになっております。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、ポイント制度です。一定の効果があるのではないかというふうに市のほうもおっしゃられていました。高齢者の生活実態調査では、健康と社会活動への参加について、社会活動に参加した人は健康状態がよい、社会活動、健康、スポーツ、地域行事などへの参加の有無別に、現在の健康状態について見ると、この1年間に社会活動に参加した人は、健康状態がよいと回答した割合が高くなっている。社会活動に参加してよかったと思うことについては、生活に充実感ができた、新しい友達を得ることができた、健康や体力に自信がついたと回答した割合が高くなっている結果が出ています。

私たち厚生文教常任委員会では、この5月に東京都の稲城市の取組、介護予防ポイント事業を視察してまいりました。高齢者の社会参加を後押しして、介護予防につなげる。実質的な介護保険料負担の軽減につながり、結果として、介護給付費を抑制することを目標に、介護支援ボランティア制度に、平成19年度、全国初として取り組んでいる自治体です。

流れは、登録を行い、介護支援ボランティア活動を行い、スタンプをもらい、そのスタンプを集めてポイントに換える。申請でポイントの交付金、最大5,000円を受け取れるというものです。介護予防効果については、先ほど国の調査と同じように、張り合いが出てきた、健康になったなど、主観的健康感で大きな効果が現れています。また、介護保険料引下げにもつながっている効果もと担当課も申しておりました。

こうした介護支援ボランティア制度、令和4年度では687の自治体が行っています。それぞれの自治体のやり方で、方法で事業を行う自治体の例から学び、こうした取組を岩出市としても実施を求めますが、いかがでしょうか。

そして、独り暮らしの見守り事業についてであります。

市でも先ほどもおっしゃったように、緊急通報システム等々含めて、見守り体制、モバイルですか、それも含めてやっているというふうに言われていたんですが、稲城市に行った次の日に、東京都の文京区のほうの取組を視察を行ってきたんです。文京区においては、市と同じように、いろんな形で取り組まれております。文京区

は都が補助を出しているということもあって、様々なたくさんの取組をやられてるんです。

例えば、トイレの電気がずっとついてなかったら通報とか、ドアを開けたらとかというような形でやったりとか、様々それぞれの一人一人が選べるような形だなど。ただ、ここは都が出しているということで、補助金がついていることで事業を大きく展開できているということなんですが、中でも私がすごく関心を持ったのは、話し相手が必要な高齢者の方のために、話し合い員制度というのをつくっております。話し合い員は現在40人で構成されており、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から区長が委嘱する、文京区独自の制度となっています。

訪問対象者の話し相手となるほか、地域における見守り体制の一部を担っています。65歳以上の独り暮らしの方、座位を保てない状態の方を含む高齢者世帯及び重度の身体障害者世帯、日中独居となる高齢者など、制度を希望すれば、自宅を定期的に訪問し、話し相手や身の上相談、助言、併せて安否の確認などを行います。声かけ程度から週1回1時間程度まで、必要に応じて区と連携が取れ、非常によい取組だと感じました。

コロナ感染等で、いろんな方、市民の方と話しすると、やはりコロナがあったために、今、社会参加を控えているといった方、いまだにいらっしゃいます。もちろん近所さんと話しするというのが重要なんですが、コミュニティの希薄化というのも、岩出市で言われているとおありまして、なかなか表に行こうという足を踏み出せない方も多い。でも、誰かとお話をしたい、そういったことを言われる方が数多くいらっしゃるわけです。

そうした中では、こういう対策というのは非常にいいものではないかと。この話し合い員制度を岩出市でも取り組むことを考えてはどうかと考えますので、それに対して見解をお聞きをしたいと思います。

最後に、終活サポート体制です。

実は終活サポート体制、高齢化に向けて、早くから実施自治体が増えてきました。近年、生きているうちに自分自身が死後に残すことを考え、準備する終活を考える方が増えてきました。そして、終活サポート、終活支援を行う自治体も増えてきています。独り暮らしの身寄りのない高齢者の孤独死が背景にあるからです。岩出市でも、エンディングノートの配布などを行っておりますが、ノートの書き方、また心配事、分からないこと、常に相談できる窓口がこれから必要になると考えます。

こうした窓口の設置をしてほしいというのが私の願いですが、いかがでしょうか、

答弁を求めます。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

まず、1点目の稲城市の介護支援ボランティアの取組を岩出市でも実施してはどうかということですが、令和5年3月議会で奥田議員からも介護支援ボランティアについてご質問をいただき、それを受け、昨年、岩出市の介護保険施設と介護人材等について意見交換をいたしました。施設のほうでは、ボランティアの受入れもするが、介護助士の受入れに力を入れているとのことでした。

介護助手とは、元気な高齢者をターゲットに、週に数日、1回2時間程度で、居室の掃除や食事の準備、配膳などの専門業務以外の業務を行うもので、介護職員の負担も軽減されるとのことでした。これを受け、市では、まずは介護助手について、高齢者に周知するチラシを作成し、今年28日に実施する高齢者生活支援等担い手養成研修において配布するなど、まずはそこから高齢者の社会参加活動の推進に努めていきたいと考えております。

次に2点目、文京区の話し合い員制度についてでございますが、本市では、現在、民生委員・児童委員が75歳以上の独り暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯に、年1回、高齢者世帯調査として訪問しております。また、気になる世帯については、随時訪問している民生委員・児童委員の方もいらっしゃいます。

議員がおっしゃる話し合い員制度は、区長が委嘱し、報酬等も支払われるとのことですが、県が委嘱し、地域のさりげない見守り活動を実施している地域見守り協力員、これとの兼ね合いもありますので、現在のところ実施は考えておりません。

次に、終活に関する専用窓口みたいなのを設置してはどうかということですが、3点目ですね。地域保健包括支援センターでは、高齢者の相談全般に対応しており、独り暮らしで自分の死後の葬儀等を心配して相談に来られる高齢者等にも対応しております。相談内容によっては、司法書士や弁護士等につなげたり、那賀圏域で作成した、先ほどおっしゃってくれたエンディングノートの機能を持つメッセージノートを薦めて、書き方を説明するなどの対応しておりますので、現在のところ、専門窓口、終活サポート窓口というのを設置する考えはございません。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、ポイント事業についてであります。

民間の業者から、助手的な形で報酬を出しながら2時間程度、とてもいいことだと思うんですね、就労、社会的参加という部分では。ただ、介護施設も財政的には実は大変なんですよね。それぐらいお金出せるような事業所もあれば、出せないところもある。そうした状況というのは、事業所によっても変わってきます。たくさんいろいろなある事業所のところと、やっぱりしっかりとそこは話を聞きながら、当然、事業所でこんなやってますよと、市が出すことは必要かもしれないけども、それができるところもあれば、できないところもあるということを考えれば、やっぱりしっかりとした意見交換を含めながら、どうやって高齢者を社会参加につなげていくんか。また、コミュニティ参加、コミュニティも含めて広げていくかというのは重要な点だと思うので、そこはしっかりと協議を行いながら進めていってほしいなというふうに思います。

さらなる社会参加、私、こないだ、社協さんがやられている地域のサロンに行かせていただいたんです。感じたことは、女性はとても元気で、本当に参加者が多かったです。ところが男性の方というのは、より男性の方が参加できるようにするために、また参加じゃなくてもいいんですよ。ひとり暮らしの高齢者の男性の方でも、どうやったら地域とつながれるか。また、他の形での支援はできるのかという点もしっかり考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、見守り事業です。見守り事業ですね、民生委員・児童委員さんが回っていただいているということなのですが、民生委員・児童委員さんも岩出市でも成り手が少ない。実質には、民生委員さんの数というのは少ないと思うんです。そうした意味では、負担もかなり多くなってきます。いろんな問題が抱えられる。もっともこれからそういったひとり暮らしの高齢者だけではなく、子供さんの問題だったり、いろんな形で関わるという点では、人がやっぱりそこには要と思うんですよ。その点はどういうふうにしていくのかなと。

民生委員・児童委員さんをお願いするというんだけど、今はそうやって訪問回るところは少ないかもしれません。今後増えていけば数が足りない。そこを、じゃあどうしていくのか、どうやって補っていくのか、ここにも早くから視点を置いて、支えていく作業というのをつくらないと、やっぱり成り手がどんどん少なくなると思うんですね。

その点について、どういうふうにしていくのかというのをお聞きします。

最後の終活サポート体制です。包括支援センターで、そうしたご相談も聞いていただいているということです。であるならば、もっと相談来てもいいよというよう

な形での周知徹底を図っていただきたい。実は独り暮らしの方は、やっぱり自分が亡くなったときにどうなっていくのかというのが心配で、後のことを頼まれるんですよね。頼んでおきますと。でも、なかなかそれというのは難しく、そこでやっぱり関わりを持てるというのは行政の役割だと思うんです。

そうした中で、やっぱり生きているときに、そうした相談をできるところがあるということが安心感につながるのであれば、そこは包括支援センターがやると言っているのであれば、しっかりもうちょっとアピールをしながら、いつでも相談に来ていいんだよというような窓口、そうした形での対応をもっと知らせていただきたいと思います。それについてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

高齢者の社会参加ということには、まず1点目なんですけども、市、それから事業者、市民等がお互いに意識を高め、共に頑張っていくのが大切と考えているが、市の考えはということだったと思うんですけども、議員おっしゃるとおり、市、事業者、市民が互いに意識を高め、共に頑張っていくことは重要だと私たちも考えております。

市民に対し、高齢者の交流の場や介護助手等の情報を周知していくとともに、議員おっしゃられたとおり、事業所と十分な協議を重ねて、情報交換に努めてまいります。

次に2点目、民生委員さんの成り手の問題、少ないという問題もあって、独り暮らしの高齢者に寄り添う体制を市としてどう考えているのかということだったと思うんですけども、民生委員・児童委員の成り手が減少し、高齢化も進むなど、高齢者に寄り添い支援する担い手は、年々不足しております。市では、年2回、高齢者生活支援等担い手養成研修を実施しておりますが、今年度新たに高齢者の交流の場の担い手を養成するため、市社会福祉協議会とも協力して、高齢者の交流の場サポーター講座というのを実施しているところです。今後も、高齢者を支援する担い手の養成に努めてまいります。

続きまして、3点目の地域包括支援センターで終活の相談に対応していること、これをもっと周知するべきではないかということなんですけども、やはり元気なうちから終活について考えて、死後の希望を明確にしていくことは、高齢者の不安の軽減につながることから、地域包括支援センターで相談できることを、今後、市ウ

ェブサイトをはじめ、様々な機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

○田中議長 これでは、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、市職員の処遇・環境改善、ジェンダー格差是正についてであります。

新聞等報道で「安定した収入で人気だった自治体職員の退職が止まらない」、こういった記事を目にしました。総務省集計によると、教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度に、主に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、13年度は5,727人で、約10年で2.2倍です。

総務省集計では、30代までの若手職員の退職者が全体の3分の2を占めています。職員の退職は、今後の自治体の発展、組織の弱体化も懸念される問題です。何より住民サービスの低下につながりかねない問題でもあります。

全国的に起きている自治体職員の退職ですが、市においても同様の退職が起きている問題があります。岩出市の中途退職者の動向についてお聞きをいたします。

次に、職員給与は、他市と比べてどうか。また、時間外勤務の実態はどうなっていますか。

次に、安全で快適、やりがいの持てる職場環境にするために何を取り組んでいくのか、この点をお聞かせください。

最後は、職員の賃金格差はどうか。また、格差の理由についてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の市職員の処遇・環境改善、ジェンダー格差是正についての1点目にお答えいたします。

中途退職者の動向につきましては、60歳までに退職した職員として、令和5年度、21人、令和4年度、14人、令和3年度、12人となります。

次に2点目、職員給与の他市との比較はどうか、また時間外勤務の実態は、についてですが、県内9市の一般行政職の給与額において比較いたしますと、9市中8番目となり、9市平均額では39万6,900円、岩出市は36万2,800円となります。時間外勤務の実態につきましては、令和5年度、4万2,451時間となり、前年比5,085時間の減となっています。

次に3点目、やりがいの持てる職場環境にするため何を取り組むのかについてお答えいたします。

職員一人一人が、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、それぞれの職務において、目標、目的を持って取り組んでいくことが、やりがいにつながる重要な要素であると考えています。そのため、より一層、職員の資質向上に取り組むとともに、子育てや介護といった私生活と公務とのワーク・ライフ・バランスの充実を図れる環境づくりに努めてまいります。

次に4点目、職員の男女給与格差はどうか、また格差の理由は、についてお答えします。

現在公表しております令和4年度職員の給与の男女の差異での正職員における男性の給与に対する女性の給与の割合としまして91.2%、会計年度任用職員における割合は65.1%となります。また、その理由につきましては、全職員給料については、国の給料表に準拠し、性別に関係なく昇給を行っていますが、超過勤務手当等の手当につきましては、実情により支給を行うものであり、特に扶養手当や住居手当は、多くが世帯主となる男性職員に支給しているため、格差が生まれる要因となっていると考えます。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、令和3年度から退職者の動向についてお聞きいたしましたが、中途退職者の現状については、どのように市としては考えているのかという点をまずお聞きをしたいと思います。

次に、退職理由というのはそれぞれ様々な理由があるかと思えます。そして、退職者が出て住民サービスの低下を招かないように、皆さん努力されていると思えます。しかし、そこには引き継ぐ担当者や各課職員の努力があるからこそ住民サービスの低下が起きないようにできているのではないのでしょうか。

今後の自治体の体制維持には、ゆとりのある人員配置が私は必要だと思えます。職員は、地域住民や地域に密着した行政サービスを担当し、基本的な行政サービスを運営・提供する役割があります。住民の要望や苦情を受け、地域の生活環境を改善する仕事です。市民と向き合える余裕があってこそ、市民サービスの向上につながると考えるからです。

人との結びつきがあるからこそ、正規職員の増員は必要ではないかと思えますが、これについてお答えを求めたいと思えます。



そして、自治体職員を目指す方々への魅力あるポイントというのは大変重要です。今、若い人たちも自治体の職員になりたがらない、なるのを控える、そうしたような傾向にあると。自治体職員を目指す若者に選んでもらう。自治体間での奪い合いが起きている場合でも、岩出市で働きたいと思ってもらえるような策というのはありますでしょうか。その点をお聞きをいたします。

それから、賃金格差の問題です。会計年度65.1%ということになっています。公務現場では、非正規の人たちが単年度任用を繰り返しながら継続的に働いており、そうした人たちの存在なくしては、公務の仕事はもはや成り立たないという実感があるのではないのでしょうか。

地方公務員全体の29%に当たる112万5,746人、住民に身近な市区町村では40%が非正規で、民間企業の非正規率36%を上回るというのは総務省の調べです。しかも大半が女性を占めています。行政が進めるべきジェンダー平等やSDGs等の推進に逆行し、地方自治体における男女の賃金格差まで増幅させているとは考えられないのか、この点についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

幾つかあったので、まず最初、退職者について、これについてどういうふうに見えるかということなんですけども、早期に退職される方、それぞれ個人個人の事情がございます。市としては、もちろん続けて働いていただきたいということでお引き止めもさせてもらっているんですけども、それぞれの事情が優先するというところで、その選択を尊重させていただいたという形でございます。

それから、正規職員の増員は必要ではないかということでご質問です。おっしゃるとおり、正規職員増員は必要と考えておりますので、今期、社会人枠の採用であったり、今も来年4月からの新規採用職員の採用試験も取り行うようにしております。

それから、自治体職員、岩出市で働くことに対する魅力を持たせる策はないかということでおっしゃっておられました。なかなか市来議員おっしゃられるように、全国的に今自治体職員というか、そもそも公務員を目指す方が少なくなってきているという状況の中で、岩出市を選んでいただくために策はないかというお話だと思いますが、先ほどとちょっと繰り返しになりますけども、やりがいの面でワーク・ライフ・バランスの充実を図れるような環境づくりを市のほうとしても進めていき

たいというふうに考えております。

あと1点、会計年度を含めて65.1%と伝わってしまったかもしれないんですけども、会計年度の職員さんだけで65.1%ということです。

行政が進めるべき男女差を増幅させてないかというお話なんですけども、会計年度の任用職員につきましては、一般事務職の事務補助、それから保育士、保健師等の専門職ございますけれども、それぞれ国の給料表に基づいて、それぞれの号給を決めております。男女差が出てしまうのは、先ほど申しましたように、超過勤務手当とか、そういうのが男性職員に多かったというところがございますので、基本的に、うちのほうで同じ条件で入っていただいた方は、男性であろうが女性であろうが同じ給与になりますので、そういうことで、手当の関係で男女差が出ているというところがございます。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 手当の関係で賃金格差が出ているということですか。ちょっと聞きたいのは、会計年度職員というのは、男性・女性比でどうなってますか。

次はワーク・ライフ・バランス、当然、仕事頑張ろうと思ったら、もちろんやりがいをつくろうと思ったら、当然プライベートも充実させると、十分なんですけど、仕事というのは、やっぱり自治体の職員さんは、住民を相手に、住民のために何かできるか、いろいろ施策を考え、そして相談にも乗り、いろんな対策を考えるとこころです。私は、そこには、今、正規職員、増やすんですか。十分な、私はゆとりのある職員数で対応するのが望ましいというふうに言っているんですよ。これ大事なことだと思います。職員が少なければ疲弊もしてしまいます。そうじゃなくて、やっぱり住民対応をしっかり取るためにも、そして住民のために、いろんな施策、対策を講じていくためにも人は必要だと。この点についてどう考えるのか、お聞かせください。

実質、市の職員の中にも、会計年度の職員たくさんいらっしゃいます。会計年度職員さんがいなければ成り立たないところでもなっているのではないですか、実際には。非正規公務員の制度というのは、公務員の総人件費の削減目的とされ、正規職員を非正規労働者に置き据えたものにすぎないというものです。その安上がり、不安定な雇用の多くを女性労働者が担わされております。専門家も、この制度が著しくジェンダーバランスを欠いたものになっていると根拠の1つと言っており、さらには、そもそも女性が多く、高い専門性が求められる保育士や相談員と

いった専門職種にまでこの制度が用いられていることも、地方自治体及び地域の男女の賃金格差を深刻化させる要因となっていると声を上げています。

国際労働機関の公務員の労働条件に関する専門家会議で、恒常的な職務を遂行することを要求される職員は、できる限り、正規のそれとして採用しなければならない。臨時職員は合理的な期間内に正規職員となる機会を与えなければならないと提言しています。会計年度任用職員は、自治体、公共業務にもなくてはならない存在であり、正規職員と同じ公務員として、専門性、向上的な公共サービスを担っています。

安定的な雇用を保障することは、住民にとっても不可欠ではないでしょうか。住民の命と暮らしを支える役割を発揮するためにも、職務に専念できる、もちろん会計年度職員についても待遇や手当、休暇などの常勤職員との均等待遇、これ必要だと考えますが、これについても最後にお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず会計年度の男女比ということでしたが、申し訳ございません、今数字的には持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えはできかねます。

先ほどの65.1%の差は手当なのかということでおっしゃっておられました。大きな要因としては、超勤等の手当があります。ただ、会計年度さんにつきましては、それぞれ仕事の内容によって、例えば時間給で仕事をされている方、あと扶養の範囲内で働きたいというような形で、年間の総給与を抑えられている方もおられます。それぞれの働き方に応じて働いておられます。

それから、あと、場合によっては、会計年度さんが試験を受けて正職員になれるパターンもありますし、正職員になったらと薦めても、今の仕事のままのほうがよいと言われる方もおられます。それぞれの事情に合わせて働いておられると考えますので、うちのほうとして、先ほどの話の繰り返しになりますけども、男女間での待遇を変えているというわけではございませんので、それぞれの働き方に応じて仕事をされているという形でございます。

それから、正規職員を増やすのかというお話でしたけども、現状、職員のほうは少ない状況ですので、先ほども申しましたように、社会人枠であったり、来年の新採用のほうで採用をしていきたいと考えております。

それから、正規職員と会計年度の均等な待遇が必要だということもおっしゃって

おられましたけども、それも先ほどの回答と重なりますけども、それぞれ事情に合わせて働いておられる部分もございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○田中議長 副市長。

○川端副市長 市来議員の再々質問の追加でお答えさせていただきたいと思います。

今回の質問、いろんな多岐にわたっております。特に給与制度に関しては、議員ご存じのように、我々地方公務員法、地方自治法等で縛られておりまして、そんなに勝手にできるわけでもございませんし、払える手当についても厳格に決まっております。ただ、とはいっても各市町村の間で格差があるのも事実でございます。男女差においても差があるのも事実でございます。

これは、ただ市町村ごとにやっぱり職員の構成割合とか平均年齢とか違うものもございまして、どうしても差が出るでしょうし、例えば和歌山市とか橋本市でしたら地域手当が出ます。1割近くかな、出てくるんで、そういう差も大きいのかと思います。

男女差については、まず正規の話ですけれども、これについては総務部長も言いましたように、給与制度自身は別に男女の差もございませんし、人事査定、私がさせていただいていたときも、別に男女の区別もしておりませんし、人の採用をするときも優秀な人は欲しいですが、男女の差別もしておりません。

この差については、特にジェンダーというのは、ここ10年ぐらいかな、特に言われるようになってきたと思います。となると、今の私どもみたいな50代の人間でしたら、そもそも採用していた人間が、男性のほうが圧倒的に多くてという、一般事務職の場合ですけどね、そういう中では、やはり上の給料の高い人は男性の割合が高い。でも、今の20代、30代になっても半々ぐらいの割合で男女の比較がありますんで、これはやがてなくなっていくんだろう。だから、それが差が多分90%となっております。

会計年度につきましては、確かに60というのは大きな数字やと思います。ただ、これも総務部長のおっしゃったように、それぞれの職場の雇用の形態のやり方とか、賃金の払い方とか、それから望む働き方の話とかという部分もあると思います。ただ、それだからといって一方的に安かったらいいとも思いませんし、だから安い人がいいから女性を集中的に取っているというわけでもございません。

ただ、ジェンダーの話というのは大きな話でございますんで、これからも国の動向とか近隣市町村を見ながら、よりよい形ができていければいいなと思っております。

す。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 すみません。先ほどの答弁の中で、会計年度の割合の数字を持ち合わせていないとお答えさせていただきましたが、会計年度のうち74%が女性ということになっております。失礼いたしました。

○田中議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和6年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時57分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和6年6月20日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 吉本 勸曜

署名議員 大上 正春